むつ市議会第190回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成18年12月19日(火曜日)午前10時開議

諸般の報告

- 第1 一般質問(市政一般に対する質問)
 - (1)21番 工 藤 孝 夫 議員
 - (2)4番 堺 孝 悦 議員
 - (3)58番 斉 藤 孝 昭 議員
 - (4)18番 柴 田 峯 生 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(5	4	()

	1番	Щ	本	留	義	2番	白	井	=	郎
	3番	村	中	徹	也	4番	堺		孝	悦
	5番	Ш	端	_	義	6番	Ш	下	八十	美
	8番	菊	池	_	郎	9番	新	谷		功
	10番	濵	田	栄	子	11番	髙	田	正	俊
	12番	村	Ш	壽	司	13番	東		健	而
	14番	澤	藤	_	太 隹	16番	富	岡	幸	夫
	17番	杉	浦	守	彦	18番	柴	田	峯	生
	20番	横	垣	成	年	2 1番	エ	藤	孝	夫
	22番	大	澤	敬	作	25番	東	谷	正	司
	26番	東	谷	良	久	2 7番	佐々	木	隆	徳
	28番	立	石	政	男	29番	竹	本		強
	3 0 番	坂	井	_	利	3 1番	福	永	忠	雄
	3 2 番	板	井	磯	美	3 3番	飛	内	賢	司
	35番	田	澤	光	雄	3 6番	德			誠
	3 7番	佐々	木		肇	3 8番	鎌	田	ちょ	子
	3 9番	菊	池	広	志	40番	野	呂	泰	喜
	4 1番	杉	浦		洋	4 2 番	千	賀	武	由
	4 3 番	目	時	睦	男	4 4 番	田	髙	利	美
	45番	澤	田	博	文	46番	菊	池		清
	48番	I	藤	清 四	郎	49番	服	部	清 三	郎
	50番	杉	本	清	記	5 1番	慶	長	德	造
	5 2 番	佐	藤		司	5 4番	牛	滝	春	夫
	55番	本	間	千 佳	子	5 6番	半	田	義	秋
	5 7番	坪	田	智 十	司	5 8番	斉	藤	孝	昭
	5 9番	中	村	正	志	6 0 番	富	岡		修
	6 1番	Ш	端	澄	男	6 2番	宮	下	順一	郎
欠席議員	(8人)									
	7番	小	林		正	15番	石	田	勝	弘
	19番	久 保	田	昌	司	2 3 番	千	船		司
	2 4番	松	野	裕	而	3 4 番	赤	松		功
	47番	柏	谷		均	5 3番	I	藤	直	義

説明のため出席した者

市		長	杉	Щ		肅	助	役	田	頭		肇
収	入	役	田	中		實	教委員	育会長	Щ	本	文	Ξ
教	育	長	牧	野	正	藏	公営企管理	業 者	杉	Щ	重	_
代監	査 委	表員	菊	池	+ 111	夫	選挙管員員務代	理会長理	佐々	木	鉄	郎
農委会	員	業会長	立	花	順	_	総務部	長	齋	藤		純
総税調	務 整	部 務 監	佐	藤	忠	美	総 務 理 出 納 室	部 事 長	西	堀	敏	夫
企	画部	長	渡	邉		悟	民生部	長	髙	橋		勉
保 部	健 福	祉 長	名久	井	耕	_	経済部	長	佐	藤	純	_
	設部		成	田		豊	教育部	長	宮	下	孝	信
教委事理	員務	育会局事	新	谷	加	水	公 企 業 局	営長	小	Ш	照	久
監事	査 委 務 局	員長	遠	藤	雪	夫	総 務 次	部長	千	船	藤四	郎
企財調	画整	部政監	近	原	芳	栄	保福 祉次	健 部 長	佐	藤	節	雄
保福副介課	祉 理 護 福	健部事祉長	佐々	木		順	建 副 理 土 木 課	部事長	太	田	信	輝
選委事	挙 管 員 務局	理会長	大	芦	清	重	農 委 員 事務局	業会長	村	Ш	修	司
総総総	務 務 括 主	部 課 幹	花	Щ	俊	春	企画課	部長	奥	島	愼	_
企財	画 政課	部長	下	Щ	益	雄	民 生 環境対 課	部策長	清	藤	<u></u>	_
経商課	済 工 観	部 光 長	中	嶋	達	朗	建	部 課 幹	布	施	恒	夫
川庁	舎 所	内 長	佐	藤	吉	男	大 庁 舎 所	畑 長	伴		邦	雄

脇 野 沢 庁 舎 所 長	舩	澤	桂	逸	脇庁教委教 野 員課 育課	Щ	﨑	秀	春
総 務 部 総 務 課 長	鴨	澤	信	幸	総 務 部 総 務 課 行 政 係 長	吉	田		真
総 務 部 課 行 主	沚	田		剛					
事務局職員出席者									
事 務 局 長	小	島	昭	夫	次 長	髙	田	文	明
総 括 主 幹	エ	藤	昌	志	主 幹	栁	田		諭
庶務係長	金	澤	寿々	子	庶 務 係 主 任 主 査	濱	村	勝	義
調査係主査	青	Щ		諭	議事係主任	赤	石	奈 穂	子
議事係主任	葛	西	信	弘					

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長(宮下順一郎) ただいまから本日の会議を 開きます。

ただいまの出席議員は53人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長(宮下順一郎) 議事に入る前に諸般の報告 を行います。

12月15日、本会議終了後の議会運営委員会において、全議員から提出がありましたむつ市議会会議規則の一部を改正する規則、道路整備の推進に関する意見書及び男女共同参画社会の実現をめざす決議については、12月22日の本会議に議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

発言の申し出

○議長(宮下順一郎) ここで、横垣成年議員より 発言の申し出がありますので、これを許可します。 20番横垣成年議員。

(20番 横垣成年議員登壇)

○20番(横垣成年) 発言の機会を与えてくれました議長には、格段のご配慮をいただきありがとう ございました。改めて感謝をいたします。

さて、私は15日の一般質問の介護保険料軽減制度拡充を求める質問の中で、50代から70代の方に対して大変失礼な言い方をしたことに対し、深くおわびをいたします。私は、今後このような言動のないよう反省し、精進してまいりたいと思いま

すので、市民におかれましては、何とぞお許しく ださることを切にお願いするものであります。

また、議場におかれます皆様方にも、議会の品 位を傷つけたことに対し、深くおわびをいたしま す。

なお、議長におかれましては、私の問題となった部分の発言を会議録から削除してくださることをお願いし、私の市民、議員皆様方への謝罪とさせていただきます。どうも申しわけありませんでした。

○議長(宮下順一郎) これで、横垣成年議員の発言を終わります。

発言の取り消し

○議長(宮下順一郎) ただいま横垣成年議員から、 12月15日の一般質問での発言の一部に不適切な表現があったので、取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。横垣成年議員からの発言の 取り消しの申し出を許可することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

- ○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、横垣成年議員からの発言の取り消しの申し 出を許可することに決定いたしました。
- ○議長(宮下順一郎) 本日の会議は議事日程第5 号により議事を進めます。

日程第1 一般質問

○議長(宮下順一郎) 日程第1 一般質問を行います。

本日は、工藤孝夫議員、堺孝悦議員、斉藤孝昭 議員、柴田峯生議員の一般質問を行います。

工藤孝夫議員

○議長(宮下順一郎) まず、工藤孝夫議員の登壇 を求めます。21番工藤孝夫議員。

(21番 工藤孝夫議員登壇)

○21番(工藤孝夫) 皆さん、おはようございます。 旧川内町、日本共産党の工藤孝夫です。むつ市議 会第190回定例会に当たり、通告に基づいて質問 をいたします。

ことしも残すところあとわずかで終わろうとしております。ことしほど国民の生活がずたずたにされた年はなかったのではないでしょうか。医療制度の改悪、ゆがめられた税制による高齢者、低所得者、サラリーマンへの重税、広がる格差、相次いだ社会保障の改悪があり、多くの市民にとって、もはや耐えがたいものとなっております。中でも一連の医療改悪の大波は、弱者切り捨てそのものとして国民を覆っています。小泉内閣による主な医療の改悪は、この1年に限って見ても、余りにひどいものです。

一つには、10月に現役並み所得の70歳以上の高 齢者窓口負担が2割から3割に、二つに、療養病 床入院の70歳以上の食費、居住費の負担増額、三 つに、高額療養費の自己負担限度額引き上げ、四 つに、保険適用外を組み入れた混合診療の拡大を 推し進めました。これらの医療改悪に加えて、1 月に所得税の定率減税の半減、6月に住民税の定 率減税の半減、同月公的年金控除縮小、老年者控 除の廃止、同じく高齢者の非課税限度額の廃止な ど、社会保障改悪を強行しました。加えて来年早 々1月に所得税の定率減税の全廃、6月には住民 税の定率減税全廃が決定されています。このよう な弱者切り捨ての施策は、5年余に及ぶ小泉内閣 の一貫した政策であり、まさに国民の命と暮らし が日々脅かされている、これが多くの方の実感で あろうと思うものであります。

さて、私はこうした改悪に加えて、ことし4月の診療報酬改定以後のリハビリ日数制限によるリハビリ医療の打ち切り問題について質問いたします。最近報道もされていますが、ご承知のように4月からの診療報酬の改定によって、医療保険のきくリハビリテーションに日数制限が導入されて8カ月たちました。全国保険医団体連合会の調査では、全国的には20万人を超す患者がリハビリを打ち切られているおそれがあるとされています。政府の機械的な打ち切りはしないという説明に反して、深刻な影響が広がっていることのあらわれであり、患者や家族、そして医療機関を含めて重大な問題となっています。

リハビリの制限日数は、疾患によって異なり、 脳血管疾患などリハビリで発症から180日、運動器リハビリと心大血管リハビリで150日、呼吸器リハビリは90日とされています。しかし、当然のことながら、個々の患者の障害や病状には個人どりを必要とする期間は異なります。また、リハビリなしでは生活機能が落ち、命にかかわる患者もよっては明らかでありましょう。障害を負ったとは明らかでありまりになる人が多いことは広く指摘されていることです。その意味でも、リハビリは障害を抱えた患者にとって命綱であり、必要なリハビリの打ち切りは、生存権の侵害につながるものであります。

私も先般医療現場にお邪魔させてもらい、現場の声を直接拝聴させていただきました。医療機関の苦悩も深刻であります。こうした現状のまま推移するならば、リハビリ難民と言われる患者が増大することは必至であります。こうした現実に今後市としてどのように取り組んでいかれるのか、市の医療機関の現状に対する所見及び対応方につ

いて問うものであります。

次に、国道338号、わけても旧川内町における 戸沢、田野沢、高野川、桧川、宿野部地区の融雪 溝整備促進についてお尋ねいたします。ご承知の とおりこの道路は、旧むつ市から旧脇野沢村に至 る唯一の路線であり、動脈ともなっております。 しかし、現状は見られるように、狭隘や曲線箇所 が多いため、冬期の積雪により小型車同士の交差 も困難を来しております。通学児童・生徒、高齢 者等の交通事故や救急車両の安全運行が懸念され ます。この路線の改良及び融雪溝の整備は、合併 前からの、また合併時の川内地区の重点要望とし て引き続き整備の促進方を強く要望した事項でも あります。幸いにして仲崎地区はめどがつき、前 進を見るに至っております。ただいま申し述べた 地区についても、早期に整備促進が図られますよ う強く求めますが、見通し及び方策方についてお 聞かせ願いたいと思います。

以上、前進ある答弁を求めまして、壇上からの 質問といたします。

○議長(宮下順一郎) 市長。

(杉山 肅市長登壇)

○市長(杉山 肅) 工藤孝夫議員の医療問題についてのご質問にお答えいたします。

国は、長期にわたり効果が明らかでないリハビリが行われているとの指摘を踏まえ、本年4月の診療報酬改定で、リハビリ診療に疾患ごとの算定日数の上限を設定いたしました。リハビリ診療は、発症直後に病気の治療と並行して行う急性期、病気の治療が一段落して身体機能回復を目指す回復期、症状が安定してからの慢性期に分けられております。今回の診療報酬改定は、リハビリの期間において脳血管疾患、運動器、呼吸器、心大血管疾患の別に90日から180日の日数上限が設けられたことにより、これまで医療機関で保険診療として無制限に受けられたリハビリが高次脳機能障害

や難病などを除き、上限日数を過ぎると受けられなくなりました。

議員ご指摘のとおり、この改定に対し、医療関係者や患者団体からは脳卒中などによる後遺症の場合は、発症後すぐにリハビリを始められない人や機能回復のペースが遅い人もおり、また高齢者の場合は脳卒中だけという人は少なく、ひざや心臓など、問題が多岐にわたるケースが多く、発症から起算して一律に上限を設けることは、機能回復の見込める患者のリハビリを受ける機会が閉ざされ、いわゆるリハビリ難民患者が急増しかねないということから、全国的に制度撤廃の運動が広がっております。

国は、医療保険によるリハビリを打ち切られた 場合は、介護認定を受けて介護保険の通所リハビ リ等に移ることを勧めておりますが、長期リハビ リに対する患者の不安は、依然として解消されて いないのが実情であります。

このように医療関係者や患者団体からの指摘を踏まえ、厚生労働省では患者の状況について実態調査を行うこととしており、その結果を2年後の診療報酬の改定に反映させる意向のようでありますが、国が医療関係者等専門的な立場の方々の意見をもとに行った制度改正でありますので、ただちに現状を変更することは非常に難しいであろうと考えております。

市内のリハビリの現状を申し上げますと、リハビリ診療を総合的に行える医療機関は、むつ総合病院とむつリハビリテーション病院であります。むつ総合病院は、急性期の治療を主としており、疾病発生から3カ月程度までの医療を行っておりますし、むつリハビリテーション病院は、回復期、慢性期の治療を主としており、さらに介護保険でのリハビリも行っております。

国が推し進めるリハビリ部門における医療保険 と介護保険との役割分担は、専門職の確保等の問 題もあり、非常に難しいものがあります。当市においては、むつ総合病院とむつリハビリテーション病院がむつ下北医師会のご協力もあって、専門職を確保のうえ役割分担を定めていることから、国が推奨する医療保険の適用が終わった患者さんの介護保険への移行がスムーズに行えるのではないかと考えており、今回の医療制度改正が患者さんに与える影響は、他の地域よりも低く抑えられるのではないかと考えているところであります。

むつ総合病院とむつリハビリテーション病院から聞き取り調査をいたしましたところ、日数制限がされてからの外来患者数は、むつ総合病院で8月から月平均延べ人数で1,000人ほど減っているとのことでありますが、引き続きリハビリを受ける必要がある患者さんは、むつリハビリテーション病院の訪問、通所リハビリを受けているとのことであります。

また、むつリハビリテーション病院は、介護型療養病床を40床有しており、医療型のみならず、介護方のリハビリテーションに十分対応できる施設であるということを申し添えておきたいと存じます。

以上、当市の現状等を申し上げましたが、医療制度の改正がなされており、患者さんにとっては厳しい状況にあるわけでありますが、当市ができ得る体制を整え、リハビリ難民と言われる方々を生じさせないよう努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、国道338号流雪溝整備についてのご質問にお答えいたします。本年6月のむつ市議会第188回定例会の一般質問において、大澤議員のご質問にもお答えいたしましたが、旧川内町では合併前から流雪溝の整備には積極的に取り組まれておりまして、未整備地区からの整備要望が強いことは十分認識いたしております。そのような状況を踏まえ、高野川、仲崎、桧川、宿野部地区にお

いて平成18年度の青森県に対する重点要望に取り上げまして、仲崎地区が平成18年度に採択され、着工に至っております。残る3地区並びに戸沢、田野沢地区を含む国道部分の整備につきましては、現在着工の順序並びに整備時期について申し上げることができませんが、県の意向を確認したところ、今後の流雪溝の整備については人家連檐部等において水源及び流末が確保され、維持管理等、地元住民の協力が得られる地区を対象とし、積極的に整備を進めるとしております。

具体的には、流雪溝利用者から成る管理組合を 組織し、完成後における施設の維持管理及び整備 区間内の空き家や空き地部分に関しても地元の協 力体制によって歩行者空間の確保ができるかどう かが整備のかぎを握っているとのことでありま す。したがいまして、県への要望に当たっても、 このような地区から要望していかざるを得ないも のと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じ ます。

- ○議長(宮下順一郎) 21番。
- ○21番(工藤孝夫) 順序は逆になりますけれども、 流雪溝設置の件であります。

私たちは、4月に旧川内町の住民アンケートを 実施いたしました。10月時点のまとめで4年前の 3倍を超える返送があったわけであります。その 設問の中で、新むつ市に力を入れて取り組んでほ しい問題として、流雪溝の設置を求めたのが4番 目に多い数字でありました。その中に田野沢、た れからまた戸沢地区の要望が非常に多くあったということで、新たに二つの地区を要望したという ことでございますので、申し添えておきたいと思 います。この件については、積雪が多いということ とあわせて、冒頭に述べましたように、狭隘 び曲線箇所が非常に多い路線だということでざいますので、実現方に向けて今後とも強力に働き かけていただきますように強くこの際要望してお きたいと思います。

次に、診療報酬改定によるリハビリ制限の問題ですが、答弁でもあったと思いますけれども、このリハビリの日数制限問題で、いわゆる国は介護保険で利用しなさいということで進めてきたわけですけれども、40歳以下の方々は、特定の疾患で障害を負ったということで認定されませんと対象にもなりません。それで、全く自己負担だということになれば、これまたお金のない患者は命にもかかわるということにもなりかねず、障害者に格差をつけるという結果にもつながるという二重に大きな問題になるというふうに認識しております。

先ほど市長も答弁の中で市の現状の問題を若干 触れられましたけれども、先般、今月初め、私も 市内の二つの病院にお邪魔して、現場の声を聞か せてもらい、実態も大体知ることができました。 しかし、本当に深刻です。いろいろな団体の調査 もされておりますけれども、むつ総合病院のリハ ビリ科によりますと、脳血管の疾患患者で180日 でリハビリテーション中止、終了となった患者が 報酬改定の4月1日から9月30日までの現在で 92人あると。150日の期限で打ち切られる運動疾 患患者では、8月30日現在で、これも90人になっ ていると。さらには、有効期限が切れる患者の数 においては、その時点で脳血管患者が173名、運 動疾患患者では266名という膨大な数に上ってい るという実態がございます。加えて現場では、あ の人はリハビリが続けられて、なぜ私の家族は打 ち切られるのかという、患者同士の確執も生まれ ているのだと、そういう深刻な声も聞かされまし た。それで、医師の方も非常に模索しながら、重 い患者の救済措置に苦慮しているということもわ かりましたし、リハビリのスタッフでは、日数あ るいは時間をかけて頑張っているのだけれども、 単価が低く抑えられているためになかなか評価基 準にならないと。専門のスタッフもふやしたいのだけれども、残念だけれどもできないのだという、 そういう苦悩苦闘を聞かされたわけであります。

そこでお尋ねしたいのは、このリハビリ日数制限で打ち切られた患者の方々は、むつリハビリテーション病院だとか、あるいはまた他の施設だとか、あるいは在宅だとか、それぞれ移ったと思うのでありますが、そういう患者がその後どのような措置をされておられるのか、その動態の調査がなされているものなのかどうか、その点でお伺いしておきたいというふうに思います。

- ○議長(宮下順一郎) 市長。
- ○市長(杉山 肅) 工藤孝夫議員もそうでありますが、むつ総合病院、むつリハビリテーション病院、いずれも下北医療センターの事務組合の方の議会で扱われるべき問題でございます。そちらの方の担当が出席した議会でありますと、今のようなお尋ねにはただちにお答えできるのでありますが、お尋ねのうち福祉部門に関することにつきましては、保健福祉部長からお答えさせますが、病院から詳細な資料はこの場では受けられませんし、お答えもできない状況にあることは念のために申し上げておきたいと思います。
- ○議長(宮下順一郎) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(名久井耕一) お答えいたします。 ただいまの日数制限後の患者の動向ということ でございますが、ただいま市長の方からお答えご ざいましたように、福祉部門の方で把握できる部 門についてお答えしたいと思います。

まず、現実的には個別での把握は困難でございます。ただ、市長からただいまお答え申し上げましたとおり、むつ総合病院におきましては、この8月からリハビリ外来が月平均で延べ1,000人ほど減っているということでございました。このことにつきましては、むつリハビリテーション病院に聞き取り調査をしましたところ、通所リハビリ

等の患者動向は平成17年度の1日当たり約7人から今年度は倍以上にふえているということでございましたので、介護保険の通所サービス施設でもある当該施設へ移って、引き続きリハビリを受けているものというふうに数字からも裏づけられていると、このように考えてございます。

以上でございます。

- ○議長(宮下順一郎) 21番。
- ○21番(工藤孝夫) 市長答弁の中で、むつ下北は 一つの特別な体制も持っているということで、リ ハビリ難民が生じないように努力しているのだと いう前進的な答弁が出されたわけです。その点に つきましては、ぜひともそういうことで取り組ん でいただきたいというふうに思うのですが、きょ うの新聞報道でもありましたけれども、厚生労働 省では、難病患者への補助の打ち切りを当初方針 として持っておったのだけれども、それを撤廃し たという記事が報道されております。この件につ きましても、厚生労働省の方では非常に影響が大 きいということで、次回の報酬改定をする際には 2年後ですけれども、反映するという報道もされ ております。この実態調査というのはいつごろか ら入るものなのかどうか、この点もお尋ねしてお きたいと思います。
- ○議長(宮下順一郎) 市長。
- ○市長(杉山 肅) きょうの新聞に出ていたこと の実態調査をしろということは、非常に困難であ ります。実態調査は、常に進めています。ただ、 それをどのように分析するかは国の仕事であります。ですから、調査の依頼があった時点で進めて いる調査もありますし、これから調査をすること もありましょう。具体的なことは、保健福祉部長 がお答えした方が理解いただきやすいかと思いますので、そのようにいたします。
- ○議長(宮下順一郎) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(名久井耕一) お答えいたします。

実態調査ということのお話でございますが、これにつきましては、まだ私どももその辺の情報は入ってございませんで、お答えできかねますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上でございます。

- ○議長(宮下順一郎) 21番。
- ○21番(工藤孝夫) 医療問題で全国市長会では、 医師の確保については決議を上げているというふ うなことがこれまでも報道されておりますけれど も、こうした今のようなリハビリに関する問題だ とか、そういうものは全国市長会等でも国に意見 を上げるだとか、決議をするだとか、そういう動 きとしてあるものなのかどうか、この点が一つと、 それから市としてこれらの問題でどういう方法と いいますか、手段で厚生労働省等に患者のこの実 態を反映していくものなのか、この際お尋ねして おきたいと思います。
- ○議長(宮下順一郎) 市長。
- 〇市長(杉山 肅) 私も全国市長会の顧問という 立場でありまして、さまざまな会議に招集されて おります。大体毎週一つぐらいは会議があるよう ですが、その速報は来ております。しかし、速報 で来ておるものは、あくまでも全国市長会独自の 行動でありまして、国に対して大きな要望をする 場合には、ほとんどは地方六団体が共同で行動す る、要望行動などをするということでありまして、 そのような行動は、ただいまお尋ねの件につきま しては、まだ動いていないと私は今判断しており ます。大抵毎週2回か3回全国市長会の動向につ いては速報が来るのでありますが、ほとんど私は 目を通していますけれども、その目を通した中に はなかったと記憶しております。今後行動を展開 しなければならない事例に発展するだろうという 考えは持っております。
- ○議長(宮下順一郎) これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

10時45分まで暫時休憩いたします。 午前10時33分 休憩

午前10時45分 再開

○議長(宮下順一郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

堺 孝悦議員

○議長(宮下順一郎) 次は、堺孝悦議員の登壇を 求めます。4番堺孝悦議員。

(4番 堺 孝悦議員登壇)

○4番(堺 孝悦) それでは、通告に従って質問させていただきます旧大畑町選出、自民クラブに 所属する堺孝悦でございます。今回の質問は、5 項目にわたります。

まず一つ目は、今年度の除雪計画についてということです。要旨としては、去年は合併前のそれぞれの町村の除雪体系ということで来た経緯がありますけれども、ことしから一元化、これは料金のことを指しています。さらには、直営を委託というふうに除雪の料金、体系とも変わりまして、変わった経緯と問題点を市長から答弁を求めるものであります。

また、市長は非常に私と違って博識でありまして、時々辞書を引かなければわからないような文言が出ますので、なるべく平易な言葉でひとつお願いいたします。

それから、二つ目は、入札制度の現況についてということで、昨今非常に首長のいわゆる官製談合の温床と言われている一般競争入札、さらに指名競争入札、そして随意契約と多岐にわたる契約がありますけれども、むつ市の入札の現況と問題点について市長の所見をお伺いする次第であります。

三つ目といたしまして、これは非常に個人的な

発想ではありますけれども、いわゆるリサイクル 社会ということで、私の情報をもとに担当部局と ヒアリングをいたしましたけれども、詳細は担当 部局に申し上げてありますけれども、BDF、い わゆる植物性による代替燃料について市長のお考 えをいただきたいと思っております。

四つ目、労働者の退職金、これも新聞報道で私知ったのですが、これは今、市庁舎移転問題と非常に関連する事項でありますけれども、旧アークスプラザの23人の元従業員の方が破産前に自主的に退職した未払いの問題があります。このことについて市長の現在の考え方を問うものであります。

最後に、これは毎日日々刻々と報道されています。きょうも朝刊に載っていましたけれども、県での経営と言われていた下北少年自然の家の運営が、廃止という方向から市への譲渡ということで、市長も県とのやりとりの中で非常に模索しています。これまで諸般の報告でも我々に報告がありましたけれども、これからの市としての考え方、そしてまたさらに一番大事な財政的な裏づけ、このことについてお尋ねするものであります。

以上、壇上からの質問といたします。よろしく お願いいたします。

○議長(宮下順一郎) 市長。

(杉山 肅市長登壇)

○市長(杉山 肅) 堺孝悦議員のご質問にお答え いたします。

除雪計画についてでありますが、これは料金の 一元化について、経緯と問題点を述べよとのご質 問であります。初めに、料金の一元化についての 経緯を申し上げますと、従来旧むつ市では全面業 者委託で除雪を実施しておりましたが、旧3町村 では業者委託のほか、直営や重機の借り上げ等に より除雪を実施してきた経緯があります。この除 雪体系の相違につきましては、合併時の協議の中 でも検討されてきておりますが、全面委託を前提に当面は各地区の事情を踏まえ、従来各地区で実施してきた方法により除雪を実施し、その後再編することで協議が調っております。こうしたことを背景に、平成18年度以降の除雪は全面委託とし、同一市内で行われる除雪に係る委託料金も一元化したものであります。

次に、問題点についてでありますが、除雪料金の一元化を旧むつ市の算定に合わせ、積算したところ、各地区のこれまでの委託費が高騰したことが挙げられます。この要因といたしましては、各地区の委託費に対する積算根拠が違っていることによるものであります。各地区とも除雪用重機の単価は、青森県で策定した合成単価に基づいておりますが、諸経費につきましては、旧むつ市を除き、県の策定した諸経費率によらず、各地区の事情によりそれぞれ独自の率を定めておりましたので、より根拠性の高い旧むつ市に一元化した結果、委託費の高騰につながったものであります。この問題につきましては、今後検討してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

今後除雪につきましては、根本的な部分からの 見直しも必要と考えておりますので、申し添えて おきたいと思います。言葉を変えて申し上げれば、 いささか拙速に過ぎたのかなという思いもなしと しません。

次に、入札制度についてのご質問にお答えいた します。当市の入札、契約の執行につきましては、 地方自治法第234条、同法施行令、政令の趣旨を もとに住民の信頼及び請負業者の育成、地域経済 の活性化を考慮した発注を最優先に考えた指名競 争入札を原則としております。また、随意契約に つきましては、競争性を高める発注を基本として おりますが、真にやむを得ず1社と随意契約する 場合は、その理由及び必要性について十分に審査 検討し、執行しております。

落札率につきましては、予定価格が1,000万円 以上の工事で、平成17年度は発注件数49件、落札 率94.8%、平成18年度は11月末現在で発注件数 35件、落札率95.51%となっております。今後に おいても、現在の契約方式を運用し、契約事務の 適正な履行が確保できるよう万全を期してまいり ますので、ご理解をいただきたいと存じておりま すが、ただし全国の市町村での発注形式は、今そ れぞれが新しい手法を模索している時期でござい ます。私が知っている範囲では、横須賀市、あの まちには特に土木建築業で300社以上の事業者が いるそうでありますが、横須賀市内に住所を有す る業者全体に指名をしているようであります。さ らに、コンピューターによる入札をしており、上 のけたは秘密にしておりますが、万円未満の金額 については業者が集まってくじを引いて金額を決 めるという仕掛けをやっているそうでありまし て、だれがどの数字を引いたかわからないという 仕掛けになっている。こういう入札の方法も現在 現実に行われているというようなことがございま すので、今我々が行っている入札の方式が正しい と思って選択した方法でありますが、必ずしも絶 対であるとは言い切れない。でありますから、今 後とも研さんを重ねて、我々の地域に適して、適 正な手法を守れる方式を選択する可能性を今探っ ているというところであります。

次に、BDFの利用の考え方はどうかということであります。BDF、バイオ・ディーゼル・フューエルでありますが、この利用については、てんぷら油などの廃食用油に水酸化ナトリウムなどを加え、人工的につくり出す軽油にかわる新燃料のことで、軽油に比べて大気汚染物質である硫黄酸化物や黒煙の排出も極めて少なく、地球環境に優しく、走行性や燃費も軽油と遜色のないものと伺っております。

また、地球温暖化防止の取り組みとしても、B

DFの燃焼により発生する二酸化炭素は、京都議 定書の規定で排出量に換算されないことから、そ の効果が期待されているところであります。

一方、アジア地域の急速な経済成長などを背景に世界のエネルギー需要が急増する中、従来の化石燃料にかわるエネルギーとして、エネルギーの安定供給の観点からも、BDFを初めとした新エネルギーが世界じゅうで注目を浴びているところであります。特にブラジルで、もう既に30年前から始まっております米を原料とした新しい燃料、アルコールに近いものでありますが、そういうものは日本でも、私が読んだ本の中に、当時の通産省の官僚が、これを日本でも開発すべきだというでもります。現在は日本の自動車メーカーがさらにその上をいく新エネルギーを使うシステムを開発して、世界的に販売も好調のようでありますので、そのような方法もあるということのようであります。

BDF、特に食用油を原料としたものについて は、既にこれは国営放送の中で私が見た限りでは、 2度放映されております。しかし、その事業を営 んでいる人は、地方公共団体というわけにはいか ない状況にあります。まず、油を集める、それか らそれを加工する、そして買ってもらう。この三 つの段階をスムーズに行えるのは、やはり民間の 業者の方々が、ほとんどが自らの商売と並行させ て行う、あるいはNPOのような形で行うという ような状況のようであります。NPOというのは、 地方自治体も認可することができるのであります が、多量に食用油が出てくる、廃食用油が出てく るような地域では、そのような活動がそれなりに 利益を上げる事業に成長しているケース、これは 先ほど申し上げた国営放送、月曜日11時ごろから ニューエコロジーというテーマで放映しているも のでありますが、きのうこの原稿を書いた職員に 聞きましたら、そんなもの見る時間ないと。月曜 日の11時からテレビ見ているほど仕事は遊ばせておりませんから、私のような暇な人間が見て覚えておる方がいいわけでありまして、しかし重ねて申し上げますと、今申し上げましたように、そのようなことを企画されて実行しようとする方がおられるのであれば、側面からの支援はいたしたい、そう考えております。

次に、むつショッピングセンター従業員の未払い退職金についてのお尋ねでありますが、昨年9月20日の事業停止から、これまで市では庁内に関係部課長で構成する庁内連絡会議を設置したほか、むつ公共職業安定所や青森社会保険事務局むつ事務所、むつ労働基準監督署、むつ商工会議所などの関係機関と協調し、離職者に対する雇用の確保や健康保険、年金などの切りかえとあわせて取引業者等に対する金融、経営の各種問題について対応してまいったところであります。

まず、堺孝悦議員お尋ねの未払い退職金を含む 労働債権に関する破産法上の取り扱いについて申 し上げますと、昨年1月の破産法の改正により、 それまで労働債権は他の一般破産債権よりは優遇 される優先的破産債権として区分され、税などの 財団債権に次ぐ区分でありましたが、破産手続決 定前3カ月の定期賃金等の労働債権は、税と同様、 財団債権としてより優先的に支払いが受けられる ようになり、破産整理上での労働債権が重要視さ れたところであります。

また、企業の倒産に伴う賃金未払い者に対する 国の救済措置として、賃金の支払の確保等に関す る法律に基づいた未払い賃金の立てかえ払い制度 があります。これは、破産手続開始決定、または 申し立ての日の6カ月前の日から2年間に退職し た者を対象として、定期賃金や退職手当の一定範 囲内で独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主 にかわって支払う制度であります。先般新聞紙上 で立てかえ不能と報じられた方々は、この立てか え払い制度の対象となる破産手続開始等の申し立て日の6カ月前の退職者という条件を満たしていない方々でありまして、これらの退職金は債権区分上では優先的破産債権として位置づけられておるものであります。

これら退職金未払い者の支払いを条件つきで旧アークスプラザ土地、建物取得代金の支払いはできないのかとの趣旨のご質問であると伺いましたが、法的制約や破産管財人の判断によるところが大変大きく、難しいものがあると認識いたしております。破産管財人と債権者という民事的なものに市が積極的に介入できるものではありませんので、ご理解願いたいと思います。

次に、質問の第5点目、下北少年自然の家の市の管理についてでありますが、さきの行政報告で述べましたとおりでありますが、今後の施設の補修の具体的なことに関しましては、管理運営や体制等、所管部署となります教育委員会とも協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

なお、去る12月11日に県知事に対して、今議会終了後に正式に返答する旨話をしてまいりました。これについて、県から18日に副知事が来庁し、具体的支援策を提示してきております。ただし、譲渡後の維持運営等にかかわる支援策については、市の厳しい財政事情から県とは慎重な協議が必要と思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

- ○議長(宮下順一郎) 4番。
- ○4番(堺 孝悦) 除雪計画について再質問させ ていただきます。

合併時の申し合わせ事項で、むつ市の方式に沿うという形でことしの計画は盛ったということでございますが、私調べましたけれども、料金に関して言えば、1時間当たり、大体10トン車で、たしか1万8,000円です。従来旧大畑町が直営方式あるいは委託を併用した場合1万2,000円にした

はずです。つまり簡単に申し上げれば 1 時間 6,000円除雪費が高いわけです。では、旧大畑町と旧むつ市の除雪について、どんな金額的な差異が除雪に対して影響を及ぼしているのかという観点に立つと、ことしの除雪、雪が降らなければ別にないわけですから、なかなか難しいですけれども、端的に考えて我々は、従来ずっと大畑町に暮らしてむつ市にも出てくるわけです。旧大畑町の除雪の方がきめ細やかだったというのは身びいきではなかったはずです。そこで、今回機械を貸与したということもあります。その貸与の条件、あるいは料金の問題、貸与に対して有料なのか無償なのか、どういう理由で貸与事業者を選定したのか、詳しいものをお聞かせ願いたい。

それから、県の試算方式にのっとったというこ とでございます。私、県の担当課に市が、あるい は町村が県の算定方式に沿わなければならないも のがあるのかと聞きましたら、それは全くないと、 市独自でやって構わないのだというご返答でし た。やはりその算定基準が県頼みではなくて、地 元の除雪に沿った算定でなければならない。これ が地方自治であるべきでありまして、どこまでも 大きいものから天下り方式でやるというのでは、 雪だるま式に予算が膨らむだけです。ことしは市 長もちょっと拙速であったという言葉がございま した。担当課とのやりとりでも、ことしはやむな しという言葉が出ました。そこで、根本的見直し をすべきであるということも提言しておきまし た。そういう観点からも、雪が降ってから今さら やり直ししろといったって、これはできる話では ない。今から従来の算定方式に、どこに瑕疵があ ったか、瑕疵という言葉は失礼ですけれども、ど こに食い違いがあったのか。そして、また住民サ イドから見て、この6,000円の差が果たしてこと しの除雪に対してどのように影響するのか。十分 留意をしなければならない事件だと思っておりま

すので、さらなるこの料金問題、それから貸与の問題、それから直営方式と全面委託ではどのような影響があるのか、これも十分見きわめなければならない。なぜかというと、毎年来るわけです、雪の問題は。そして、毎年同じようなことを繰り返して、なかなか抜本的な対策をとれないで来ているわけです。ぜひここら辺で本腰を入れて、先ほど流雪溝の問題も出ました。少子高齢化の中で除雪がどうあるべきかというものを市民ともどもにひざを交えて論議する時期ではないかと思っておりますので、その辺のお考えをひとついただきたい。

それから、入札制度。これは、非常に地方と中 央との差異もあります。中央は、どんどん経済的 効果があって非常に景気がいい。地方は、しかし 人口流出、少子高齢化、税の落ち込み等々考える と、なかなか地元企業が生きられないということ は、地元雇用が少なくなるという非常に二律背反 の国家であります。しかしながら、それはそれと して、やはり入札制度が国あるいは県で見直す時 期に来ているわけです。市長は、先般の答弁の中 で、これは言葉の滑りでしょう、決して本心では そう思っていないと思いますけれども、官製談合 すれすれであると、こういうことを議会で言って いるわけです。すれすれであるということは、ど う解釈すればいいのか。私も、善意に解釈すれば、 まあよしとしなければならないし、悪意に解すれ ば危ないぞと、こういうことなのです。やはり市 長、我々は言葉で飯を食っていると言っても過言 ではないのです。市長の重みのある発言をいただ きたいので、この辺をもう一度。官製談合が全国 的に問題になっているところで、市長のこういう 発言は、非常に我々も疑心暗鬼を生みますので、 もう一度その辺の、官製談合とは一体何なのか、 それからすれすれと入り込まない、その辺の見き わめはどうつけるのか、ここをご返答いただきた L1.

それから、入札率は95%前後で推移していると。 大体そういうところでしょう。同じような積算根拠でやっているとそうなるのだという、従来の大畑町でもそういう答弁がありまして、これだけ情報社会であれば、多少それに近いものが出てきてもやむなしかなという気はしていますので、その辺はいいでしょう。

それから、もう一つ、リサイクル活動について。 実は、これは市長も大所高所から述べられました けれども、神奈川県大和市がやっているわけです。 ごみの収集車に使っています。大体10台くらい使 っているそうです。廃油の出る量が段違いである ということもあります。近くでは、八戸市でこと しの4月から実験的に市が500万円を出して機械 を購入してやっているそうです。私、見に行こう と思ったけれども、なかなか行く機会がなくてず れているわけですが、そこの情報も得ました。機 械も寒冷地向きと、それから南では大分違うそう です。北海道の機械を使っているそうです。500万 円で購入して、現在1カ月1,000リッターで活動 している。そのトラックも種々さまざまですが、 メーカーによってはふぐあいもあると、そういう ことです。

私は、私の関係している団体にその資料を求めて、ここにあります。標準的に言いますと、年間大体50万円ぐらいですか、利益が出るのです。神奈川の実例を申し上げますと、障害者の方々にこの運営を委託か、それとも直営かわかりませんけれども、任せているという現状があります。そういう中で我々は民間サイドでもってこのプランを立ち上げていきたいと思っております。そして、この購入先が、我々から見ると売る先です。市長から見ると購入先です。これが大体市価の1割安いということなのです。ですから、20円ぐらいでしょう。資料でも大体そういうものです。そこで、

市にお願いしたいのは、市の手持ちの車両で何両 それにたえ得るのか。できれば古い車両ほど燃費 がいいそうです。そういう情報をもらっています。 そこで、担当部局に煮詰めた話は持っていきます けれども、ぜひそういう現状の車両の使用ができ る情報をいただきたい。

それから、先ほど申し上げました機械が500万円、我々民間ではとても手が出ないのですが、リースという手もありますので、その辺もぜひお互いに官民力を合わせて、バイオマスに対する踏み込む一つの手がかりとして進めたいと思っておりますので、ご協力をお願いする次第です。

それから、労働者の退職金について質問させて いただきます。市長の言うとおりなのです。ヒア リングでも、これはもう十分わかっております。 ただし、市長に私はここでお願いしたいのは、法 律的にはそういう壁があるのです。ただし、やは りあそこに市庁舎移転する限りは、23人の未払い 問題が引っ張っているということですね、市長。 そこで、市長、市長は破産管財人と太いパイプを 持っているはずです。今まで我々が情報を出せと 言っても、なかなか出してくれなかったのです。 しかし、市長のそのパイプを持ってすれば、破産 管財人といえども、やはり大岡裁きという手もあ ります。ぜひ英断を持って、市長、ここは一歩踏 み込んで、破産管財人と直談判をして、何らかの 救済措置に道をつけていただきたい。この辺のご 返答をいただきたい。

それから、下北少年自然の家、これははっきり言って県が老朽化と利用者の激減ということで廃止するというのを住民運動あるいは議会、関係方々がもう一回活用したいということでここまで持ち込んだわけです。これは十分評価します。ただし、条件つきです。3年です。3年後については、全く白紙なわけです。つまり3年後には我々独自でもって運営しろということなのです。そこで、

あの運営については、簡単に申し上げれば、全部 無料でやってきているわけです。少しお金かかっ ているかもしれませんが、原則無料です。 3 年後 には収入がゼロと考えなければいけない。そこで、 現在の市の財政面からいって非常に厳しいものが 出てきます。ヒアリングでも申し上げましたが、 あそこにランニングコスト幾らかかっているのか ということで県から資料をいただくのがまず先決 ではないかと、そう思っておりますので、その辺 ランニングコスト、それからきょうの新聞にもあ りましたけれども、非常に設備が老朽化している と。その老朽化に対して何らかの手だてはないの かということで、その老朽化した設備に対する今 のところの見通しもいただきたい。

以上、市長からの答弁をお願いします。

- ○議長(宮下順一郎) 市長。
- ○市長(杉山 肅) 除雪の単価の設定の仕方につ いては、先ほども申し上げました。拙速であり、 早く統一したいという思いが先走ってしまった。 今さら見直しきくかと、これは答弁書のヒアリン グをしながら私はそんなことを考えました。しか し、お話を伺うと、旧むつ市と旧大畑町の委託単 価にかなり差がある。委託を受けた大畑地区の業 者の方は、びっくりしたのではないですか。その 間の事情をどれだけ丁寧に説明し、ご理解をいた だけるか。これが一番大事なポイントになると思 いますが、しかし発注者はこちらでございます。 そのあたりについて十分留意しながら、なぜそん な単価になったのか。県の指導でやったなんてい うことは、これは口がくさっても言えない話であ りまして、独自の地元の諸般の事情を計算の基礎 に入れて、いろんなケースでそういう計算はやっ ているわけですから、そういう手法で単価をはじ き出すべきが当然の進め方であろうと思いますか ら、その辺について見直しはするということで指 示してありますので、平成19年度の方向に向けて

慎重な対応をさせます。

官製談合というのは、実は使う言葉の取り違え です。私が本当に申し上げたかったのは、例えば 旧大畑町が発注していた時期は、旧大畑町の業者 に発注するような仕掛けをつくっておった。旧川 内町しかり。旧脇野沢村の場合、地元の業者が、 特にA級の業者がないということもありまして、 また少し違う発注方法をやっていた。このような 過去の実態を踏まえ、できるだけそれぞれの土地 の業者の方々が工事もそうですし、物品の納入も そうです。そういう方向にしたいということで、 一律にむつ市の指名の基準を適用することを避け るという手法をとった。一般競争入札にすれば、 全国から業者が集まってくるわけでありますか ら、それを排除するというねらいが一つ。もう一 つは、過去にそれぞれの地域で市町村の発注する 工事等を請け負っていた業者の方々を優先させる という考え方、これを言葉取り違えて官製談合と いう表現を使ったところでありまして、意のある ところはご理解いただけると思うのであります が、そのあたりをこの機会に訂正をさせていただ きます。

BDF、食用油、使用済みの食用油について、これは収集がまず第一に大変な手数がかかるのです。先ほど申し上げましたテレビで放映されたケースでも、大量に油を使用する業者がメーンになっているケースが多い。そのほかに料理屋さんとか、一番多いのはてんぷら屋さんでしょうが、そういうところから集めるにしても、事業者でやっていた方は、いわゆるガソリンスタンドの経営者が自分で灯油を納めに行った車で持って帰るというような往復活用できる方法をとっているというケースもありました。

もう一つの、これは完全にNPOでやっている 方は、売るために菜種畑つくってしまったという。 収集もやるけれども、さらに油を生産して、菜種 の油が一番いいのだそうです、廃油になってから 活用するのには。菜種のべらぼうに広い栽培をや って、その菜種で搾った油を売って回収するとい うこともやっているという。新しい工夫がどんど ん入っていくという。神奈川である、八戸市でや っているではないかというお話ですが、多分これ は指定管理者的な方式を採用しておられるのだと 思うのです。指定管理者だって、当然利益が出る わけですから。しかし、そのための工夫は、公務 員を使ってやるということには適さないのではな いかという思いがありますので、その間をどう調 和させるか、そしてどういう組み合わせにすれば どちらも喜ぶ、環境にも貢献するという。堺孝悦 議員、私はやるけれどもという一言がありました から、その際にはどうぞひとつ声をかけていただ きたいと思います。

それから、破産管財人、要するに新庁舎の取得 のために、これは月曜日に手続をもう終わってお ります。破産管財人といかに近しくても、破産管 財人には一定のルールがありますし、債権者の序 列があって、債権者の数が多い今回のケースであ りますから、我々が大して近しいわけでもござい ませんし、影響力を発揮する余地はほとんどない と思います。債権者の第1順位が税であります。 次は労働債権であり、3番目が言うまでもないこ とでありますが、抵当権等を設定している債権者 という順序がありますし、これで管財人に回収で きる債権者というのは、税と、それから準国立金 融機関です。あとは、それぞれ債権を満たすだけ の額になっていないという状況だと私は考えてお ります。この中に、我々が買ったのだから、それ で何とかしろと、こういうようなことはなかなか 申し上げにくいだろうと、こう考えます。

次に、下北少年自然の家でありますが、おっしゃるようなことは、すべて組み込んでおりまして、ただ18日、副知事の説明では、いずれにしても県

議会もまだ完全に終わっていない、この中でどう いう論議になるかわからないと。しかし、現時点 での方針としては、将来については一緒に考えま しょう、こういうことでありました。来年選挙が ありますから、どうなるかわかりませんけれども。 ただ、私が申し上げたいのは、三つあるうち一つ 廃止して、あと二つどうするのと。残った二つも 廃止しろよと言いたい気分なのです。優位性はど こでつけるのだと。ほかの二つは、大畑のものよ りここが格段にいいという証明ができますか。我 々は、大畑の方がいいよと、こう主張しているわ けでありますけれども、そういう説明が何もない のではないですか。だけれども、下北少年自然の 家には不利な条件をつけて、存続するなら市で受 ける、こう言っているわけです。このあたり、今 後ただちに詰めの段階に入るか、これから腰を据 えた長い交渉になるのか、それは別として、私ど もは下北を廃止して不利な条件をつけるのだか ら、ほかを廃止しるという議論は、これは成り立 たない議論です。ほかを存続するならおれの方に も同じような条件を出してくれよと。ただし、指 定管理者などをつくって、それなりにアウトソー シングして安く上げるための努力はするけれど も、それにしても指定管理者に預けるにしても、 それなりの形のきちんとしたものでなければなり ませんし、利用料をちょうだいするならするで方 法を考えなければならないし、それなら右倣えで そっちは右倣えさせてくれよと。完全サービスと いうのを過剰サービスと考えるか、適切なサービ スと考えるか、そこから議論をしなければならな いだろうと、こう思います。三つあるうち一つ廃 止したから、これに右倣えさせるのか、一つ廃止 したけれども、次も同じような形をとりたいと言 ってくれるなら、私らはそれならもう納得せざる を得なくなりますけれども、それは言えないでし ょう。ですから、ある程度のサービスを提供でき る状況をやってもらわなければ、旧大畑町が非常に粘り強い交渉をやってあの施設をつくるために、もちろん起債も起こしています、努力も随分やってできている施設でありますから。それを守るためには、さまざまな理屈も考えなければなりませんし、手法も考えなければならないと思っております。これは、長い交渉になります。

- ○議長(宮下順一郎) 4番。
- ○4番(堺 孝悦) 除雪について、答弁得られな かったので、貸与という現状を、一つお聞きした いと思っています。
- ○議長(宮下順一郎) 建設部副理事。
- ○建設部副理事土木課長(太田信輝) お答えいた します。

市の保有している除雪機の貸与でございますけれども、まず除雪機の絶対数が市内には足りないわけです。そのうち業者でオペレーターがいると、ただ除雪機がないと。これは、リースでやりますと相当高いものにつきますので、市の除雪車を貸与すると。そうすると、ほぼ半額くらいで貸与できて、効率的な除雪ができるということでございますので、ご了解お願いします。

- ○議長(宮下順一郎) 4番。
- ○4番(堺 孝悦) 私から見ると、その現状と金 銭の問題が、除雪費は高くなって、業者には半額 で貸与するという、業者から見れば、非常に願っ たりかなったりの今回の料金設定並びに除雪体系 なわけです。それが住民の除雪に対して非常に効 果的であれば、それはそれでいいでしょう。しか し、従来の除雪と何ら遜色がないとなれば、これ はひとつ考えなければいけないのです、市長。担 当部局も、今回は何とかこれをやらざるを得ない、 市長ももう一回根本から見直すべきだということ では十分配慮をしなければならないということ で、除雪についてはこれで質問を終わります。

さて、入札制度、これも二律背反の問題があり

まして、地元優先がいいのか、それとも一般競争 入札がいいのか、これはやはり地方自治を存続す るという意味では地元の企業を守らなければいけ ないという大前提があるわけですから、つまり地 元の企業を守るということは雇用を守るというこ とです、簡単に言えば。そういうことでは市長も 非常に悩んではいると思いますけれども、しかし やはり片方にはさっき言葉の取り違えがあったと いうことですが、全国的に首長が選挙の一つの道 具としてという言葉は失礼ですけれども、結果的 にそうならざるを得ないところに危ないところが あるということで、我々も十分注意を払って見守 らなければならないので、市長もその辺は少なく とも李下に冠をたださずということもありますの で、十分注意していただきたい、そう思っており ます。

それからリサイクル、これは市長の言うとおり、 官がやれば丸投げになります。それで、私たちは 決して官を当てにしているわけではないのです。 はっきり申し上げると、官に買っていただきたい のだと。売るところがなければ、一生懸命つくっ てもどうにもならないということで、そこで1割 ないし1割5分ぐらいは安くしますので、買って いただきたいということです。それが環境問題に 取り組む一つの市の姿勢に多分なると思いますの で、ぜひご協力をお願いしたい。

それから、退職金問題について市長は、法律の 壁というものを本当にまざまざと、得々と述べら れました。しかし、破産管財人に言ってみること にやぶさかではないはずです。むだでもいいので す。言ってみることです。言ってみないことには 相手に通じないわけですから。

私は、労働者問題について、ちょっと触れてみますけれども、旧アークスプラザの跡地の問題というのは、もともと破産管財人から市側に申し入れがあったという大前提があったはずです。その

辺をつかまえれば、やはり破産管財人が今度は市の方の要望も聞くべき立場ではないかと思っておりますので、ぜひ市長、英断を持ってむだでもやってみることです。

それから、下北少年自然の家は、3年後はまた 県と協議するといいますけれども、一たん任され たものがこっちであれば、主導権はこちらにある わけです、はっきり申し上げて。したがって、3 年後に備えて、今から3年後にはこういう方針で すよ、よろしいですかという大前提をしかなけれ ば泥縄式になってしまう。そこで、さっき言った 無料がいいのか、有料がいいのか、指定管理団体 がいいのか、その辺も今からもう既にたたき台を つくらなければいけないと思っていますので、そ の辺、市長、今から立ち上げるべきではないかと 思っております。

大体私の質問もこれで尽きました。一番大事なのは、このように労働債権問題が棚上げされたということになると、私たちは今、私もビジネスちょっとやっていますけれども、最低労働賃金で年間本当に厳しい生活を送っているのが現状です、市長。片方でボーナスが何十万円と入る人があれば、片方で年間それに匹敵するような年収で暮らしている人がたくさんいるはずです。この労働問題こそが市長、このむつ市の住民にとって解決する道があるとすれば、市長しかないのです。ぜひ英断を持って取り組んでいただきたい。この辺は市長に今さら言わなくても十分わかっていると思いますので、これで質問を終わります。

- ○議長(宮下順一郎) 市長。
- ○市長(杉山 肅) 役所で所有しているディーゼル車は58台、多分軽油の1カ月平均使用料が5,843リットル、結構な量であります。そういう面でもご協力は申し上げるという包括的なお答えはしておりますから、そのようにご理解いただければと思います。

それから、破産管財人から市の方に買ってくれないかという話があったわけではありません。我が方から申し出をいたしておりますので。また、税、労働債権の次の第1優先順位を持っているのは主取引銀行でありますから、そちらの考え方も破産管財人には大いに影響を与えると思います。そちらは私どもの、ある意味での部分的な指定金融機関になっておりますから、それなりのおつき合いはありますので、そういう手法もあることはあります。

下北少年自然の家についての協議は、これは県が平成19年度の予算編成するために急いでいるという事情がありましたが、それはそれ、3年後に話し合いを再開するなんていうのは、どっちがどこまで責任とれるかわからないわけですから、平成19年度に入ったらただちに協議に入るということでないといけないと考えております。

(「議長、議事進行」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 16番冨岡幸夫議員。

(16番 冨岡幸夫議員登壇)

○16番(冨岡幸夫) ただいまの堺孝悦議員の質問についてであります。リサイクル燃料のことについての発言でありますけれども、地域の先駆者となって製造をして、そこまではいいのでしょうけれども、安く売るから買ってもらえないかという発言は、この議場の中での質問とやりとりの中ではなじまない発言であると、私はそのように思います。このことについては、地域の中で現在廃油を集めて製造されている業者もあるやに私は聞いております。そういう先駆者がいるのに、その廃油を集めても集まらない、苦労している、いわば食品油、廃油、これは産業廃棄物になるのか、リサイクル燃料になるのか、こういう微妙なところもありまして、例えば学校なんかでは、廃油としてでしか……

(「議事進行に値しない」の声あり)

○16番(冨岡幸夫) そういうふうなこともあるものですから、その辺のところを十分後で議事整理をしながら、議長において精査していただくようにお願いをしたいと思います。

(「議長、議事進行」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 6番川下八十美議員。

(6番 川下八十美議員登壇)

○6番(川下八十美) 議事進行を取り上げていた だきましてありがとうございます。

決して私は、私たちの会派の一人であるからということではなしに、いわゆる議員の質問というものは、それぞれの議員の考え方、あるいはこの一般質問はその特典でありますから、議員の質問の内容について云々できることは、いかなる議員であっても私は考慮するべきだと思っております。市長の答弁については、これは議会でありますから、私は議事進行を出してそれなりの考え方を是正、あるいはまた答弁の削除等もあろうかと思いますけれども、議会議員それぞれの発言については、それぞれの議員が責任を持って発言しているわけですから、議事進行に値しないものと思っております。議長においては、配慮をお願いします。

○議長(宮下順一郎) ただいま冨岡幸夫議員から、まず最初に堺孝悦議員の発言に対して、発言の内容等についての配慮をしていただきたいというふうな部分での議事進行がございました。そして、その後川下八十美議員からも、今度は冨岡幸夫議員の発言に対してということでの議事進行が出たところであります。議長といたしましては、会議録を起こしまして、そして精査をして議会運営委員会で協議をいただきまして、この取り扱いについて検討をして協議をしていきたいと、このように思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よ

って、後刻議会運営委員会を開催し、措置したい と思います。ご了承願います。

これで、堺孝悦議員の質問を終わります。 昼食のため午後1時まで休憩いたします。 午前11時39分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(宮下順一郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

斉藤孝昭議員

○議長(宮下順一郎) 次は、斉藤孝昭議員の登壇 を求めます。58番斉藤孝昭議員。

(58番 斉藤孝昭議員登壇)

○58番(斉藤孝昭) むつ市議会第190回定例会に 当たり一般質問を行います。

本市は、平成17年度から集中改革プランを策定し、行財政改革に積極的に取り組み、平成17年度実績で3億860万3,000円の節減が図られたと公表しています。しかし、節減項目のほとんどが職員の給与などの削減によるもので、制度や政策の改革、改善に至っていないのが現状と感じています。

集中改革プラン実施初年度ということがあると 思いますが、早急にその他の施策の実施を行わな ければならないと考えていました。ところが、庁 舎移転という大事業が急浮上したことで職員の繁 忙感が増し、行財政改革が鈍化するのではないか、 プランの先延ばしがあるのではないかと心配して います。

本市の財政状況は、依然として逼迫し、硬直化 していることは私から言うまでもありません。行 政がさまざまな施策を実行するためにも、市民の 要望に速やかにこたえるためにも、市長の強力な リーダーシップが要求されます。市長におかれま しては、市民のために体を張って頑張っていただ ければと思っていますので、今後もよろしくお願 いいたします。

さて、質問の1点目は、大湊新町にある旧野球 場の売り払いについてであります。市有財産の売 り払いについては、平成18年度の当初予算で2億 7.460万円の市有地の売り払い収入が計上され、 歳入の一部となる予定であります。しかし、10月 31日現在の売り払い契約では、8,581万1,793円と 予定にはほど遠い額となっていて、平成18年度当 初予算どおりに歳入歳出が進めば、市有財産の売 り払いが予定どおりできなかったことにより、こ の項目だけで約2億円の赤字を計上することにな ります。そのほかの項目で歳出の抑制を行い、こ の部分のフォローを最終的に調整してくると思い ますが、市有財産は市民のものであるという考え から、処分する場合は金額に関係なく場所、価格、 用途などを事前に公表し、市民の協力を仰ぐこと が必要であるのではないかと考えています。

そこで、本題に入りますが、この件については 市民の皆さんから旧野球場で工事が始まっている が、何ができるのかとの問い合わせがあったこと や、大湊新町町内会から、この土地の有効活用に ついての要望書が市長あてに提出されていること を知り、質問に至っています。まずは、社会福祉 法人「桜木会」へ随意契約により売却した経緯と 理由についてお伺いいたします。

次に、坪単価1万6,500円という価格はどのような考え方や基準で決めたのかということです。 1平米に直すと5,000円、面積4,950平米、総額2,475万円でありました。安過ぎないかという話も聞かれます。また、福祉施設を建てるのだから、妥当な値段ではないかとも聞きました。どのような考え方や基準で価格を決めたのかお伺いいたします。

最後は、売り残した土地の活用をどのように行 うのかということであります。この場所は、冬に なると周辺地域の雪捨て場として活用されていると聞きました。さらに、大湊新町町内会とむつ消防団第6分団から連名により、この地域には災害時の避難場所がないため、避難場所として活用してほしいこと、第6分団には消防屯所がなく、大湊消防署に間借りし、活動しているため、消防屯所を設置してほしいこと、さらに地域の融和の場として、ゲートボール場の整備をしてほしいことなど、この場所の活用について、本年9月3日付で要望書が提出されています。よって、売り残した野球場の土地活用についてお伺いいたします。

質問の2点目は、地方自治法改正の基本認識についてであります。さきの通常国会で地方自治法の一部が改正されました。その中で今回収入役、助役を副市長に一元化する、識見を有する者から選任する監査委員の数について条例で増加することができるとする、クレジットカードによる使用料等の納付、有価証券の信託ができる、行政財産である建物の一部貸し付けなどを可能とするという四つの事柄について質問いたします。

初めは、助役、収入役制度を廃止して副市長制度に一元化することについてであります。これは、それぞれの地方公共団体の判断によって、人数や責任分担を副市長へ指定できると聞いています。したがって、一般企業のようなトップマネジメント体制ができ、組織の簡素化の視点も含めて再構築していけるのではないかというねらいがあるのではないかと予想します。本市としてのトップマネジメントのあり方はどうあるべきとお考えなのかお伺いいたします。

あわせて副市長の有無、また設置する場合の定数を条例に定めることになっていますが、どのような体制を整備しようとしているのかお聞きいたします。

次に、監査委員の充実についてであります。監 査委員の役割は、地方分権が進む中にあって、事 務量がふえ、権限の範囲も広くなり、ますます重要性が増してきていると思います。今回の改正の趣旨は、地方公共団体の実情に応じて監査機能の充実を図るため、識見を有する者から選任する監査委員の定数を増加することができるとするものであります。自らの判断で委員の数を増加させ、専門的知識を有する者などを必要に応じて選任することが容易になるわけです。監査の充実を図るため、具体的にどのような運用を考えているのかお伺いいたします。

次は、クレジットカードによる歳入の納付が可能になったことについてであります。クレジットカードによる納付が市民に広く活用できるものに市民税、水道料金、公立病院の診察費、施設の利用料などがあると思います。そもそも地方にはなじまない仕組みだとは思いますが、自治体の判断でカード払いを認めることが適当だと思ったところがやるという仕組みになっています。クレジットカードによる納付制度を本市に導入する必要性についてお聞きいたします。

最後は、庁舎の空きスペースの有効活用についてであります。行政財産の貸し付け範囲の拡大は、構造改革特区提案などにより地方公共団体などから要望があり、改正されたと聞いています。現行の行政財産制度の計画を維持しながら、行政財産である建物の一部貸し付けなどをすることができるようにしたものだと認識していますが、例えば合併により生じている分庁舎の空きスペースの有効活用などが図られることが期待されます。よって、庁舎などの空きスペースの有効活用について検討すべきと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わりますが、細部または不明点については再質問とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) 市長。

(杉山 肅市長登壇)

〇市長(杉山 肅) 斉藤議員のご質問にお答えい たします。

まず、大湊新町市有地の売り払いについてのご 質問の第1点目、契約方法についてであります。 公共的団体である社会福祉法人「桜木会」から平 成18年9月8日付で普通財産の売り払い申請があ りましたので、これを精査したところ、この健康 福祉施設整備が当市の介護福祉基盤の充実及び社 会福祉の増進が図られ、公益性が高いものと判断 し、随意契約としたものであります。

次に、第2点目の売り払い価格についてでありますが、当市の固定資産評価の際に用いる路線価をもとに、土地の形状等の画地条件や環境条件等の状況を勘案して補正を講じた後、単位面積当たりの地価公示価格相当額を算定したものであります。売り払い地の概況から、この単位面積当たりの価格を採用することが妥当であると認められましたので、売り払い申請のあった面積4,950平方メートルを乗じ、総額2,475万円で売り払いしたものでありますが、この面積のうちには、いわゆるのりが大きく含まれており、隣接した宅地価格とは単純に比較できないものでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、ご質問の第3点目、残地の活用についてでありますが、この土地は昭和34年に旧大湊町が取得させていただいてから平成5年3月までの間、大湊野球場として使用していたものであります。廃止の際には、地元の町内会や商店会から、その跡地利用についてのご意見が寄せられておりましたが、今般地域密着型福祉施設が建設されるに当たりましても、大湊新町町内会から地域の活性化の一因となる活用を検討するよう要望されているところであります。具体的には、今後地域関係者の方々のご意見をお伺いしながら、その活用方法を検討してまいりたいと考えているところで

ありますので、ご理解賜りますようお願い申し上 げます。

次に、地方自治法改正の基本認識についてでありますが、ご質問の第1点目の助役、収入役の廃止に伴い、本市としてのトップマネジメントのあり方はどうあるべきと考えるかというご質問と、第2点目の改正を受けてどのような体制を整備しようとしているのかとのご質問につきましては、関連がありますので、あわせて答弁させていただきます。

今回の地方自治法の改正は、地方自治を拡充していくうえで、執行機関の組織の形態等については可能な限り地域の実情に応じて自らが選択できるよう地方自治制度の弾力化を図ったものと理解しております。したがって、当市の現状を踏まえつつ、基本的に市政の効率的運営が望まれる制度については、積極的な運用を図っていきたいと考えているところであります。

まず、現助役については経過措置を適用し、副市長とすることといたします。副市長には、助役の職務であります長の補佐、職員の担任する事務の監督等に加え、長の権限委任を受けての事務執行を明確化し、長の命を受けての政策及び企画をつかさどる権限を一部付加することを考えております。

また、現行の助役の権限が拡大強化されることから、副市長の定数は現状のままでいいのか、検討を加えてまいりたいと考えております。

次に、収入役制度についてでありますが、本市は合併後間もない状況で、行財政改革を着実に進めていく必要があることから、施行日で収入役を廃止する考えは持っておりません。収入役は、施行日の平成19年4月1日以降につきましても、任期の継続する期間は在職できることになっておりますので、任期満了の期日までは収入役制度を継続する考えであります。

次に、監査の充実を図るため、具体的にどのような運用を考えているかとのご質問であります。 監査委員については、これまで法律でその数が規定されておりましたが、今回の改正では、地方分権の進展による自己決定権と自己責任の拡大に伴う公正で効率的な運用を図るため、監査委員の数を地方公共団体の実情に応じて増加することができることとしております。本市におきましては、市町村合併時に監査委員事務局の職員を増員し、監査制度の補強を図っておりますが、一部事務組合の監査事務もあり、監査量が多いことから、今後とも法改正の趣旨、行政改革の観点等を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、クレジットカードによる納付制度を本市 に導入する必要性についてのご質問であります が、地方公共団体の歳入の納付につきましては、 現金、口座振替等の方法が一般的でありますが、 さらに地方税のコンビニ納付を可能としていると ころもあります。

今回の改正によりまして、クレジットカードによる納付が可能となる歳入といたしましては、市民税のほか保育料、施設の使用料、水道料等が想定されるところでありますが、クレジットカードによる納付制度には市民の納付手段の多様化による市民サービスの向上と収納率の向上が見込まれるなど、さまざまなメリットがある一方、カード会社に支払う手数料の負担増や新たなシステムの導入、クレジットカードの普及の地域的実情などの検討課題も多々あることから、それぞれの歳入につき、市民の利便性の向上と費用対効果を念頭に置きながら、導入の適否について検討してまいりたいと考えております。

次に、庁舎など空きスペースの有効活用を検討 すべきではないかとのご質問でありますが、今回 の改正により、行政財産である庁舎等の一部を行 政処分としての使用許可ではなく、使用者への貸 し付けを可能とすることで、市町村合併や行政改革の進展等により生じている庁舎などの空きスペースを有効利用する活路が開けたものと考えております。分庁舎の空きスペースの活用については、川内庁舎に関し、むつ市社会福祉協議会川内支所と川内町土地改良区が入居する予定となっておりますが、公共団体あるいは公共的団体等の利用について、さらに検討を進める一方、市民からの要望などを調査研究し、今回の改正制度の適用を含め、今後広く民間への貸し付けなども視野に入れ、対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(宮下順一郎) 58番。
- ○58番(斉藤孝昭) それでは、再質問させていた だきます。

まず最初に、旧市営大湊野球場のことについて でありますけれども、先ほどの市長の答弁の中に は、社会福祉施設ということから、特別な理由に よるというふうなことを話されていましたが、む つ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又 は処分に関する条例というのがあります。決まり は予定価格が2,000万円以上、売り払いの土地に ついては1件につき5,000平米以上のものに限る と。今回のこの事案については、5,000平米以上 がないということで、議会の承認は必要ないこと になっていますが、先ほど述べた特別な理由があ る場合で、それなりの乗率を掛けて安い値段で売 らないとだめだという場合は、議会の承認を必要 とした方がいいのではないかというふうに個人的 に考えておりました。そういうところの市長のお 考えはどうだったのか、お伺いしたいと思います。

- ○議長(宮下順一郎) 総務部長。
- ○総務部長(齋藤 純) お答えいたします。

市には、むつ市財産の交換、譲与、無償貸付等 に関する条例というのがございまして、その公共 用または公用に資する場合については、減額譲渡 できることになっております。ただ、今回の場合 減額譲渡ではありませんで、適正な対価で売買し たところでございますので、ご理解いただきたい と思います。

- ○議長(宮下順一郎) 58番。
- ○58番(斉藤孝昭) 私が最初にうわさというか、 人の話で聞いたのは、むつ市側から「桜木会」の 方へ買ってほしいというお願いをしたと聞いてい ました。先ほどの市長の答弁は、「桜木会」から むつ市に売ってほしいというふうな話があったと いうことでしたが、それは間違いありませんか。
- ○議長(宮下順一郎) 市長。
- 〇市長(杉山 肅) 「桜木会」から申し入れがあ ったとき、私は断りました。あの土地は、ご承知 の方も多いと思いますが、土手がありまして、そ の土手の上を現在会社は消滅しておりますが、そ の会社が勝手に造成をして、がけ崩れの可能性が かなり高いということで、その造成をした業者に 復元を要求しておりましたが、会社が倒産状態に なっておりまして、復元のための資力がないと。 我々も部分的には手を加えましたけれども、まだ 危険性があるのではないかという懸念を持ってお りますので、そういう状態の土地を買って福祉施 設を建てるのはどうかと思うということで、私は 一たんお断りしています。こちらから申し入れを した事実は一切ございません。そのようなことで ありますので、うわさを否定してくださいますよ うにお願いいたします。
- ○議長(宮下順一郎) 58番。
- ○58番(斉藤孝昭) わかりました。今、現時点までの話は大体わかったのですけれども、もう一つ不明な点がありますので、ちょっとお聞きします。今そこの場所に行く道路は一本道路で、もともとその野球場に行くための専用道路であります。その道路を行政の、要するにむつ市のお金で整備するという話を聞きましたが、それはどうですか。

- ○議長(宮下順一郎) 市長。
- ○市長(杉山 肅) ご指摘の道路は、市の管理を する道路でありますので、それを整備する義務は 当然あります。多分さまざまな方々が出入りする 数もふえると思われますので、その利用度が高ま った状況を勘案しながら対応策を考えていくとい うことに相なります。
- ○議長(宮下順一郎) 58番。
- ○58番(斉藤孝昭) わかりました。

これも聞いた話ですけれども、結構私のところにこう言え、ああ言えと、こういうのもおかしいのではないかというのがあるので、今聞いていますが、受益者負担という言葉がありますけれども、間違いなく、先ほど売り残した土地については、今後有効活用を検討するというふうな話でありましたが、今のところ、その新しい施設に行くための専用道路になっています。ということで、そこを使う受益者が、その道路の整備を当然担うべくをではないかというふうな話を聞きましたけれども、今後今みたいなパターンで市有財産売り払いする場合、専用の市道がある場合は、当然市で要望があれば直してくれるような方法になるのでしょうか。

- ○議長(宮下順一郎) 市長。
- ○市長(杉山 肅) 先ほど斉藤議員、こういう要望書が出ているではないかというお話がございました。例えば消防分団の屯所をつくれという要求をこの事業者にしております。しかし、消防の屯所は、あくまでも公的な施設でございまして、市が業務委託している形になっておりますから、屯所をつくるなどというものまでおんぶさせるというわけにはいかないだろう。屯所をつくるとすれば、ほかに場所がなかなか見当たらないので、あの場所を活用することになる可能性が高い。つまり公共関連施設をつくる要素も出てくる。

さらに、先ほどのお話の中にゲートボールとい

うお話もございましたし、避難所として使わせて もらえるような整備をしてくださいという町内会 からの要望もあっているわけでありまして、ごく 近い将来的に公共性の高い利用がなされる可能性 を含んでおりますから、そのような状況を勘案し ながら、市道としての整備をしていくということ であります。現在、宅地造成をして、道路構造令 に合った基準で道路をつくったものを寄附を受け た場合には除雪などのサービスをいたしておりま すが、それ以外の、それまで公共的に所有してい た土地を売買したから、道路は整備しますよと約 束のつくような土地は今のところ見当たりませ ん。あるとすれば、用地造成事業会計で持ってお ります土地、これは公共性の高い土地を所持して いますから、当然道路等の整備がなされる者のた めの所有をしているわけでありますから、一々条 件をつけられて道路を整備してやるから買ってく れなどというお願いは一切しないことにはなって おります。

- ○議長(宮下順一郎) 58番。
- ○58番(斉藤孝昭) わかりました。

確認しますけれども、大湊新町町内会から出ている要望書には、近々要望にこたえるということでよかったかどうか、お願いします。

- ○議長(宮下順一郎) 市長。
- ○市長(杉山 肅) 町内会から出ているのは、要望する先が違っていたのです。こういう福祉施設をつくろうとしている計画に対して、何だかわからないけれども、いろんな要望が出ているのです。しかし、それをただちにもう時間を置かないで、市がその実態に対応するというわけにもいかない。ですから、そういう要望があるということを真摯に受けとめて適切な時期に対応するという考え方で今臨んでいるということであります。
- ○議長(宮下順一郎) 58番。
- ○58番(斉藤孝昭) わかりました。

売った4,950平米の土地ですけれども、売り払うちょっと前の時期についてどういうふうな、例えば今野球場ですので、円に近い土地の形状になっていますが、建物とかを建てる場面になったときに、その円を四角に測量して売るわけですよね。結局さっき市長が話をしたのり面みたいな、円の中に四角を切ると、わきが出るわけです。そのわきの出たところは、まだ市有地として残るわけですけれども、そういうふうな売り方というのは果たしていいものか、悪いものか。どういうふうな考え方でそのような売り方をしたのか、ちょっと確認のため聞いておきます。

- ○議長(宮下順一郎) 総務部長。
- ○総務部長(齋藤 純) 土地の売買につきましては、のり面だけを残して売買するわけにはまいりません。当然のり面も含んで売買するのが通例かと思います。例えばそののり面だけ残しますと、その管理が市の管理になりますので、何か不都合なことが生じてまいりますので、市としてはそういう売り方はしないというのが原則でございます。

以上でございます。

- ○議長(宮下順一郎) 58番。
- ○58番(斉藤孝昭) 総務部長、そう言いますけれ ども、4,950平米という面積を、のり面を入れな いでどうやってはかったのですか。いいですか、 4,950平米というのは、坪数に直すとちょうどい い1,500坪なのです。のりというのは、私が言っ ているのは、野球場はカーブになっていますから、 真四角ではないのです。なので、必ず端数が出る はずなのです。4,950平米とどうやって測量した のですか。
- ○議長(宮下順一郎) 総務部長。
- ○総務部長(齋藤 純) あくまで境界ののり面から測量しますので、当然のり面も入ってまいります。のり面を除くという測量の仕方はしませんの

で、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長(宮下順一郎) 58番。
- ○58番(斉藤孝昭) だから、カーブがあると端数が必ず出るはずなのです。はっきり言うと、議会にかけないとだめな面積だったのではないのかということなのです。お答えください。
- ○議長(宮下順一郎) 総務部長。
- ○総務部長(齋藤 純) 売買するに当たっては、「桜木会」の方から、面積についても提示がありました。それから、場所についても、全体の中でこの分を、建物を建てるにはこういう面積が欲しいのだと、それから建物の位置関係もありますので、こういう場所を欲しいのだということでありましたので、それに従って分割して測量をして売買したと、そういう形になります。

以上でございます。

- ○議長(宮下順一郎) 58番。
- ○58番(斉藤孝昭) いいのです、別に。福祉のために市有地が有効活用されるのだったら、多分だれもが反対するわけではないのです。ただ、この売り買いの仕方について不明点が多過ぎるから、こうやって質問しているのです。

仮にそののり面も買ったとしましょう、買っているとしましょう。全体の面積のどれぐらいだったのですか。

- ○議長(宮下順一郎) 総務部長。
- ○総務部長(齋藤 純) のり面につきましては、 1,440平米です。こののり面の部分につきまして は、価格については、この通常の価格より低く評 価してございます。

以上でございます。

- ○議長(宮下順一郎) 58番。
- ○58番(斉藤孝昭) 別に評価しているとか、どうでもいいのです。もし許されるのであれば、今議員の皆さんから話が出ていますけれども、図面を出してもらえればいいと思います。

以上です。

- ○議長(宮下順一郎) 総務部長。
- ○総務部長(齋藤 純) 議長のお許しをいただければ、うちの方は資料を出す分にはやぶさかではございませんので、よろしくお願いします。
- ○議長(宮下順一郎) 58番。
- ○58番(斉藤孝昭) こういうふうに私みたいな者 に一々何だかんだ言われないために、特別な理由 がある場合は、やはり条例で制定されている売り 払いのその条件はわかりますが、皆さんが何でそ うなのだというふうな不信感にならないように、 条例とは別にこういうふうな議案がありますとお 知らせしたいという話をしてもいいのではないか というふうに私思いますけれども、今後どういう ふうな考え方で、もしこういう場面があった場合です。市長、お願いします。
- ○議長(宮下順一郎) 市長。
- 〇市長(杉山 肅) 議長から要請があれば、お答 えします。
- ○議長(宮下順一郎) 58番。
- ○58番(斉藤孝昭) よろしくお願いします。
- ○議長(宮下順一郎) 斉藤議員、先ほどお願いを した提出書類につきまして、後ほどの配布という ことでよろしいでしょうか。
- ○58番(斉藤孝昭) いいです。
- ○議長(宮下順一郎) では、そのようにさせてい ただきます。

これで、斉藤孝昭議員の質問を終わります。 1時50分まで暫時休憩いたします。 午後 1時34分 休憩

午後 1時50分 再開

○議長(宮下順一郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

柴田峯牛議員

○議長(宮下順一郎) 次は、柴田峯生議員の登壇 を求めます。18番柴田峯生議員。

(18番 柴田峯生議員登壇)

○18番(柴田峯生) ことし最後の一般質問という ことになりました。最初に、市長には分厚い答弁 書を丸読みでなくて、抜き書きして要点だけのご 説明をお願いして、まず質問に入りたいと思いま す。

最初に、県道九艘泊脇野沢線につきまして、2 年間にわたる災害の対応が待たれておりましたけれども、このたびの新聞報道、あるいは県の報道などから、個々の査定も通り、将来開通の見通しが出たことに対しまして、市長を初め議員の皆さん方に、あるいは心配した市民の皆さんに改めてご同慶の至りになったことをお礼と感謝を申し上げたいと思います。

それでは、質問に入ります。市政の重要課題の中から通告をいたしております課題につきまして、大きく分けて四つございます。順を追って質問してまいります。

第1に、農業問題についてお伺いします。平成19年度から農業政策の大きな転換期を迎えようとしています。さて、新市まちづくり計画では、農林水産業の振興として、新たな経営戦略の導入や経営環境の整備を図ることにより再活性化を図りますとあります。しかし、農政の一大転換期にありながら、具体的な農業施策が市政には見えてまいりません。財政赤字の中に埋没、職員の創造力も萎縮を余儀なくされている状況にあるのではないかと考えております。市民の中には、そういう考え方をする人も多くあります。

むつ市議会第189回定例会での我が会派の東議員に市長の答えでは、農業経営改善計画のむつ市の基本構想に照らし、年間農業所得を330万円、1人当たり労働時間2,000時間の水準の実現や、

新しい作物への取り組みなどの方向性を示しています。野平地区の取り組みの事例を取り上げて説明されていますが、この構想と実際は風車のように回るのみではなく、立ちどまって今考える農業でなければならないと思います。今日のように白菜、生乳、大根などの廃棄農政となることも私は本当に残念だと思っています。例えば廃棄し、1キロ17円の白菜がスーパーの店頭では4分の1個で70円と値がついている矛盾を農家はどう眺めればいいのでしょうか。自助努力、競争社会で市民の食の台所を担う農業に市政は目を向ける創造性とやる気を高めるようにしていくべきではないでしょうか。

そこで、次の諸問題についてお伺いします。一つ目は、担い手及び集落営農組織の現状について、9月定例会では、58名の認定農業者と答えておられますが、その後はどうなっていますでしょうか。

また、集落営農組織はどのくらい組織化され、 農事実行組合なども活用するとしているが、旧市 町村別の現況をご報告いただきたいと思います。

さらに、現状の組織上の問題点は何でありましょうか、お伺いします。

二つ目は、本年度の稲作と明年度生産調整等の動向と対応についてであります。JAはまなすの本年度の米の集荷状況は、11月20日現在で契約数量がむつ市管内では2,586俵、1俵60キロ入りですが、全体の34.11%、集荷数量は、そのうち2,178俵で、契約の84.22%、等級別では1等米が平均で59.96%、2等米が28.47%となっているが、農林統計事務所などの発表の作況指数や収穫数量見込みとは相当ずれがあるのではないでしょうか。自家消費保有米見込みや、スーパーなどの出荷の動向はどうなっていますか。

次に、11月30日、本県に割り当て産米3.5%減 と報道されていますが、むつ市の生産調整という か、生産目標数量はどの程度の見込みか。それに よって、稲作への影響はどのような課題を抱える ことになるのでしょうか、お伺いします。

三つ目は、農業振興地域内の農用地粗放化の現状と環境保全について伺います。農用地の粗放化が進み、農地が非農地化され、相当量の農地が失われています。市として把握している農用地の粗放化面積はどのようになっていますか。

また、粗放化に伴い、隣接農地への環境悪化ははかり知れないものがあります。農地保全のため、むつ市脇野沢農業振興公社での受託事業がありますが、これをむつ市全域に拡大することも一つの方策と考えます。今後市としての取り組みを伺いたいと思います。

四つ目は、希少動植物の農業用排水路、ため池などにおける保護の現状について伺います。米の減反政策開始以来、農家によって保守管理されていたこれらの施設は、荒れ放題であります。排水路やため池の実態の把握も困難な状況にあり、そこに生息した動植物は人々の暮らしや命をはぐくむためには貴重な存在ですが、市のまちづくり計画でも水辺環境の保全に力を注ごうとしています。その現状についてお伺いします。

五つ目は、農業用機械設備等の現状と更新期の 市のかさ上げ助成について伺います。まず、その 現状をお答えください。また、明年度から国では これらの更新に一定の助成を行う方向で担い手、 集落組織による品目横断的対策の促進を図ろうと しています。当然に市としてもこれらの育成助長 のため、上乗せ助成はあってしかるべきと思いま すが、いかがでしょうか。

六つ目は、農家基本台帳と地図システムの電算 化整備促進について伺います。まず、農家基本台 帳は、現在旧町村部にはありますが、旧むつ市に はなく、農家の農用地などの情報のおくれが見ら れるようで、担い手、集落組織の把握にも時間的 なおくれが目立っています。また、政策を立案す る際のおくれにもつながっているように私は思っていますが、これらについて農業委員会会長からのご見解をお伺いします。

次に、地図システムの導入は、農政、税務、行政など、すべての分野に共通性があるもので、法務省の電子化との関連からも、そのネットワーク化から導入が事務効率を高めることとなります。 さきに申し上げました農家基本台帳と地図システムの一体化が望ましいものであります。この導入について、市長からお答えください。

農業問題の最後は、北限のニホンザルの保護区 域の縮小化による農用地の除外について、市長及 び教育委員会委員長にお伺いします。農業と二ホ ンザルの共存のための努力が続けられていること は認めます。しかし、この際私は原点に立ち戻っ て考える必要性を強く感じています。それは、ニ ホンザルを国有林野へ封じ込め、追いやることで はないでしょうか。さくを設けて農地を保護する 政策は、管理、設備投資の面からも限界に達して いると思います。その意味で、下北半島全域が保 護区は、過ぎたる国の保護対策であったと断定せ ざるを得ません。速やかに共存のための手段とし て、保護区の見直しと、その際にまず農用地を除 外するようにすべきであると考えます。保護区域 の縮小を国に働きかけているようですが、農用地 除外は考慮されているのかお伺いいたします。

次に、第2の赤字解消についてお伺いします。 国の財政には、税収の増加が4.6兆円見込まれ、 回復の兆しが言われ、これによる普通地方交付税 の再算定などでの幾ばくかの期待感は望まれま す。市の財政への反映は、焼け石に水と同じで、 悪化はとどまらないといういうのが実態ではない でしょうか。このため市長以下ご奮闘の姿はよく 理解できますが、改善の方向は見えてまいりませ ん。市民にとっては不幸の始まりであります。決 して悲観論を申し上げるつもりはありませんが、 現実の財政状況は他市のことを言う前に、我が身を直視して判断しなければ、財政計画から破綻へ 突き落とされて、気づいたときには既に遅しであります。その際には、市長は強制辞任、賛成した 議員の責任も深く問われます。このことをよく心 に刻み、議員の使命を果たす必要を私は痛感して おります。

ちなみに、資料は古いが、平成16年度決算に係る類似団体との財政比較分析では、将来負担の健全度は41団体中39位と低いし、また公債費負担の健全度でも、41団体中38位と低い状況にあります。一方、平成16年度一般会計決算時の赤字解消策と本年度の修正された赤字解消計画の内容も新庁舎移転が加わり、住宅の繰り延べなどが綱渡りのものとなっています。また、現在執行中の本年度一般会計の実態は、歳入不足であります雑入が24億7,400万円余りを計上されています。これがさきの赤字解消計画では、何と26億8,400万円にふえることになっています。悪化を示す数値が計上されています。

さて、私は下北半島が丸ごとアトム半島の認識 を持って、そう呼んでまいりました。半島内の市 町村が原子力産業に依存する姿は、これまでの電 源三法交付金や中間貯蔵施設の立地に係る交付金 などを見れば証明されます。ちなみに、私たちの 新むつクラブで得られた資料によれば、合併旧4 市町村がこれまで交付を受けてきたこの交付金が 累計で133億5,300万円余りに及んでいます。金額 的に見れば、市町村財政に多大な貢献をしてきた ことも事実であります。しかし、交付金を利活用 して市の財政赤字の解消がいわゆる財政再建の根 本を変えるものにはなっていません。これは、だ れの責任でしょうか。財政運営のかじ取りか、そ れを是正、歯どめをできなかった議会でしょうか。 いずれにしても、市民は不安とやり場のない感情 に駆られていることではないかと思います。

原発産業にゆだねる市政で、今後その活路を見出す努力か、財政運営の工夫がより望まれるだろうし、そこで今後の原子力の立地による電源三法交付金などの見通しを市長はどのようにお持ちでしょうか。また、交付金による財政再建にはどのような課題が伴ってくるのか、あわせてお答えください。

次に、市は平成18年3月、集中改革プランを策定、そしてその財政効果も平成17年から平成21年までの5カ年で26億3,200万円を生ずると算定しています。しかし、新庁舎移転に絡んだ経常経費の大幅増加は避けて通れないでしょう。したがって、新たなプランづくりが求められていることも課題の一つであります。

さて、国では本年8月、行政改革推進のため、 地方行革新指針を公表しておりますが、この新指 針に対応しての市としての取り組みの状況をまず お伺いします。さらに、新市まちづくり計画の中 の財政計画は、合併協定書の1項目として位置づ けられ、議決されている重いものであります。し かるに、合併1年経過で、既に市財政計画の整合 性はとれていないものとなっていますし、合併特 例債の使用について、私は再三指摘してまいりま した。この際に、財政計画の組みかえをし、議会 の議決を求めるべきでありますが、それを行うつ もりがおありでしょうか、お伺いします。

第3に、市職員等の飲酒運転防止及び服務規律についてお伺いします。一つ目は、飲酒運転等の 現状についてであります。自動車による交通事故 ほど悲惨なことはありません。当事者も関係者も 苦しみに遭います。今、年末の交通安全週間であ りますが、やはり飲酒運転の防止が最大のテーマ であります。

昨今他市町村でも、飲酒運転撲滅宣言などをして防止に努めております。市においても同様のことと思いますが、その中でも特に市の職員につい

ては特別の注意を払っていることも理解できます。市職員や市内各小・中学校の教職員などには 不心得な者はいないと思いますが、現状について 市長及び教育長からお答えください。

二つ目は、酒酔い運転等に対する処分基準の内容についてであります。相次ぐ飲酒運転による事故を受けて、全国自治体では厳格な対応を決める団体がふえていますが、市においても9月29日に飲酒運転をした職員に対する懲戒処分の基準を厳罰にし、酒酔い運転は原則として免職とする方針で、年内にも新たな基準を適用するようですが、規定の簡単な経過と新しい基準の内容についてご説明ください。なお、この規定が職員に対して自粛、自制の手段として効果を発揮しているものと思いますが、市長にお伺いします。

三つ目は、市としての撲滅運動の取り組みの現況についてでありますが、冬の交通安全の市民運動の実情などについてお答えいただきたいと思います。

四つ目は、地方行政、公務員の信頼回復に関する通知についてでありますが、最近の地方自治体では、不祥事が相次いでいることから、住民の地方行政に対する信頼をも大きく揺るがすものとなっており、まことに遺憾というべきであります。総務省では、平成18年11月にこの通知を発したとされています。これに対応した市のお考えをお伺いします。ただ、これらによって職員が萎縮することがないよう配慮すべきことは肝要と思いますが、いかがでありましょうか。あわせてお答えください。

五つ目は、公益通報者保護のための職員窓口の 設置についてであります。職員が職務の遂行に当 たって、犯罪防止、プライバシーの保護など、安 心や安全が損なわれることのないように保護し、 市の法令遵守を強化するために、公益通報の役割 が大きくなってきました。したがって、この窓口 設置を図ることに安心や安全が一層高まると考えますが、市としての取り組みはどのようなものか、 市長にお伺いします。

最後に、第4として、下北少年自然の家の存続 について市長にお伺いします。これにつきまして は、先ほどの堺孝悦議員の質疑の内容あるいは答 弁の内容で重複する部分があるかと思いますが、 私はまずこの施設が下北総合開発期成同盟会ある いは下北全体がこの下北少年自然の家を誘致する ことにかかわってきたわけであります。今になっ て県がお金がないからだめだということのようで ありますけれども、いずれにしましても、市が受 託するに当たっては市が単独ではなく、下北の少 年たちの健全育成という拠点として位置づけする ことが重要な要素であると私は思っています。そ ういった意味から、下北地域広域行政事務組合で 受けることも考慮していいのではないかと考えま す。市長は、そのことで他の町村長へ働きかける お考えはありませんか、あわせてお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長(宮下順一郎) 市長。

(杉山 肅市長登壇)

○市長(杉山 肅) 柴田議員のご質問にお答えいたしますが、大変時間を気にされて、早口の質問でございましたので、要点をメモするのも間に合いませんでした。余り時間がかからないように答弁申し上げたいと思います。

農業問題に関する質問、その第1点目は、担い手及び集落営農組織の現状についての質問であります。むつ市議会第189回定例会における東健而議員並びに鎌田ちよ子議員の質問に対し、認定農業者数を58名と答弁いたしておりますが、その後の推進活動により、現在は95名の方々を認定しており、地区別にはむつ地区66名、川内地区24名、大畑地区4名、脇野沢地区1名となっております。集落営農組織につきましては、現在転作集団を

中心にむつ地区で9組織が活動を行っておりますが、集落営農組織としての方向づけや担い手の条件である所得目標の設定、農業生産法人化の取り組みが進んでおらず、認定を受けるまでは至っておりません。また、他の地区においても組織はあるものの、集落営農組織としての要件を満たしていないのが現状であり、集落営農組織への移行は農地の集積と一元的な経理、そして一定の所得を確保できるかが課題と考えております。

第2点目は、本年度の稲作と明年度生産調整等の動向と対応についてのご質問であります。農林水産省が12月5日に公表した作況指数は、当市を含む南部・下北地域は96とされましたが、作況指数と農協の集荷量に相当のずれがあるのではないかとのご指摘であります。市における収穫見込み数量は約874トンで、集荷量は131トンであることから、約743トンが自家保有米や縁故米のほか、農家による直接販売に向けられているものと推測されます。当市を含む下北地域は、これまでも自家保有米や縁故米が多い地域とされ、このことは冷涼な気象や社会的環境に起因するものと考えられるところであります。

また、11月30日に農林水産省から発表された平成19年度米の都道府県別適正生産量については、本県は27万2,990トンとされ、今年度の生産目標数量28万2,750トンに比べますと9,760トン、率では3.5%減となっております。本年市に配分された生産目標数量は1,210トン、面積換算では約272ヘクタールで、農家希望に基づく配分をした結果、生産実績は約874トン、面積換算で205ヘクタールとなり、配分枠を残している状況にあります。このことから、青森県に示された平成19年産米の適正生産量が3.5%減少されたことを考慮しましても、ただちに影響が及ぶものではないと考えておるところであります。

第3点目は、農業振興地域内の農用地粗放化の

現状と環境保全についてのご質問でありますが、 農業振興地域内の農用地区域面積は4,745へクタールで、このうち耕作放棄地面積は447へクタールとされております。これは、1筆ごとに調査したものではありません。過去の調査から農業センサス等の結果を踏まえて算出したものでありますが、約10%の農地が耕作放棄されているものと思われます。

社団法人むつ市脇野沢農業振興公社は、旧脇野沢村で農地保全とイノシシによる地域活性化を図る目的で設立された公社で、農地保有合理化法人としての認可を受け、旧脇野沢村地域内を業務範囲とし、24.4ヘクタールの農地を直接管理しながら農地保全を行っているものであり、第三者の公共的機関が農地保全に取り組むことは耕作放棄地拡大防止と農地集積には有効な手段の一つでありますが、管理には多額の費用を要することから、業務範囲を市内全域とすることは、公社経営の健全化の方向を見きわめる必要があることをご理解いただきたいと存じます。

第4点目は、希少動植物の農業用排水路、ため 池などにおける保護の現状についてのご質問であ ります。市内には34カ所のため池と、これとつな がる用排水路、さらには河川からの用排水路があ りますが、現在使用されていないため池は16カ所 にも及んでおり、これらを含めた施設は土地改良 区、水利組合などのほか組織化されていない地域 では直接の受益者が管理しております。水稲作付 の減少から、用排水路施設管理への関心が薄くな り、維持管理に当たる組織等では、その対策に苦 慮しつつも努力していただいておるところであり ます。農地、農業用水は、食糧の安定供給、多面 的機能の発揮に不可欠な社会共通資本として農家 以外の方々も含めた地域全体での保全活動が求め られております。近年は、安全安心な農産物を求 める消費者動向から、減農薬等の栽培方法が取り

入れられ、その成果として水田や用水路にタニシやドジョウ等の生物がふえているとの声が各地から報告されております。市では、水路等の保全のため、地域一体となった資源保全活動への取り組みに対し、国からの交付金制度の活用も含めて川内地区で支援してまいりましたが、平成19年度以降も継続検討してまいりたいと考えておるところであります。

第5点目は、農業用機械設備等の現状と更新期の市のかさ上げ助成についてのご質問であります。農家等が所有する農業用機械の台数は、2005年農林業センサスによる主なもので、乗用型トラクターが360戸で546台、コンバインは116戸で117台となっておりますが、これまで導入時、更新時ともに市のかさ上げ助成はいたしておりません。

柴田議員ご発言の更新に対する国の助成制度でありますが、集落営農育成・確保緊急整備支援事業として今年度から実施されているものであります。実施に当たっては、集落営農組織の設立、個人用農業機械の全廃、農用地利用集積率目標値50%以上等の要件があり、条件が厳しいことから、取り組み実績は少ないようであります。この制度に対する市のかさ上げ助成については、集落営農組織の動向を見ながら検討してまいりたいと考えておるところであります。

6点目の農家基本台帳と地図システムの電子化整備促進につきましては、農業委員会から答弁があります。

また、北限のニホンザルの保護区域の縮小化に よる農用地の除外についてのお尋ねも教育委員会 から答弁があります。

次は、ご質問の2点目、赤字解消の問題についてであります。まず、電源立地地域対策交付金の今後の見通しと交付金による財政再建にはどのような課題があるかとのお尋ねでございます。今議会に提出しております赤字解消計画には、平成

18年度から平成23年度までの6年間で総額約150億6,000万円の歳入を見込んでおりまして、この内訳は電源立地等初期対策交付金が約17億6,000万円、電源立地促進対策交付金が約49億4,000万円、特別交付金が約83億6,000万円となっております。また、これらの試算に当たりましては、大間原子力発電所は今年度内の着工、東京電力東通原子力発電所1号機は平成20年11月の着工、使用済燃料中間貯蔵施設は平成21年度の着工とそれぞれの前提条件のもとでの試算となっております。

今定例会の提案理由でも述べたところでありますが、昨年度提出しました本計画と比較しますと、6年間で総額11億3,000万円という大きな減額となっておりまして、中でも着工年度の繰り延べによる減額幅の大きい平成19年度及び平成20年度には、後年度の交付金の前倒し交付を見込まざるを得ないなど、電源立地地域対策交付金が財政運営に極めて大きな影響を与えているという脆弱な財政構造にあることは柴田議員もご承知のとおりであります。

この電源立地地域対策交付金は、平成15年10月の制度改正によりソフト事業や施設の管理運営にも活用の道が開かれるなど、活用の制限が大きく緩和され、当市においても保育所、学校、消防署、ウェルネスパーク等の運営に活用することで大きな財源対策効果となっておりますが、一方では今回のように事業者の計画変更によって交付額自体が大きく左右されるリスクを抱えていることがが大きく左右されるリスクを抱えていることがが大きく左右されるリスクを抱えていることががら、いわば課題でもあります。合併による恩恵が用意されているといっても、旧4市町村がそれぞれに抱えてきた収支の不足を一朝のであるような便利なツールはないのであります。交付金をてことしながら、地道に財政の再建を推進し、少しずつであっても交付金に頼りない財政構造に転換してまいりたいと考えており

ますので、議員各位のご理解とご協力を賜りたい と存じます。

次に、本年8月に国から示された地方行革新指針にどのように取り組むかとのお尋ねについてでありますが、新指針の主な内容は、総人件費改革、公共サービス改革、地方公会計制度改革の3点についてであります。掲げられている数値目標は、現在の計画で達成できる予定でありますものの、行政改革を進めるうえで説明責任の観点から情報開示など透明性の確保にさらに努めるよう求められておりますことから、これらをもとに計画をどのように展開していくか、改めて行政改革審議会での検討をお願いしてまいりたいと考えております。

最後に、合併特例債の使用等で新市まちづくり 計画における財政計画を変更し、再度議決を求め るべきとのご意見についてでありますが、今まで 申し上げてまいりましたように、5年間発行しな いという考え方は合併時の財政計画において累積 赤字額のピークが平成19年度には27億円を超える 見込みであったことから、まずは財政の立て直し が最重要課題であるとして、財政再建の確たる見 通しがつくまでの間、新市まちづくりのための事 業ボリュームを抑えていこうとしたものでありま して、これが財政計画の前提となっておりますの で、今後もこの趣旨を変更するつもりはありませ ん。

ただ、通常ペースで行う道路整備等で新市まちづくり計画に項目が掲げられ、かつ旧市町村間での舗装率の格差是正等の理由があれば、合併特例債の活用が可能であると考えておりまして、後年度に元利償還金の一定割合が普通交付税に算入されるという有利性がありますので、あくまでも通常の起債にかえてというごく限られた範囲の中で活用してまいりたいと考えております。このことは、予算提案の中で合併特例債であることを明示

し、議会のご理解のもとに活用を図ってまいりた いと考えております。したがいまして、新市まち づくり計画にあったものを取りやめる、あるいは なかったものを新たにのせるというものではあり ませんので、計画の変更までは必要がないものと 考えております。議員のご理解を賜りたいと存じ ます。

次に、市職員等の飲酒運転防止及び服務規律についてのご質問にお答えします。まず、飲酒運転等の現状についてでありますが、まことに残念ながら、本年8月、職員が酒気帯び運転により検挙されましたことから、交通違反に関する懲戒審査委員会及びむつ市職員懲戒審査委員会で審議を行い、本年10月11日付で減給処分といたしました。これは、現行の処分基準より重い処分となっておりますが、昨今の飲酒運転に対する国民の厳しいご批判を勘案し、公務員としての信用の失墜に当たるものとして決定したものであります。

なお、市内各小・中学校教員の状況につきましては、教育長より答弁があります。

次に、酒酔い運転等に対する処分基準の内容に ついてお答えいたします。現行の基準は、昭和55年 に改正し、現在に至っておりますが、議員ご承知 のとおり、平成16年に道路交通法が厳罰化の方向 で改正され、県及び他の自治体においても法改正 の趣旨に沿って基準の見直しが進んでいるところ であります。当市におきましても、他自治体の例 を参考にしながら、平成19年1月1日から新たな 基準を適用できるよう作業を進めておりますが、 公務員として法令の遵守は当然のこととして処分 基準を考える必要がありますし、特に飲酒に係る 交通違反、事故に対しましては、基本的に厳しい 懲戒処分を行うこととしております。また、その ような違反行為を黙認した職員も処分対象として おりますし、さらに今後は違反行為等を隠ぺいし た場合については処分を重くすることを検討し、

何よりも飲酒運転をさせない環境啓発に力を入れていくことが肝要でありますし、飲酒運転をした後の人事異動等においても、しばらくの間懲罰的な内容のものにしていかなければならないと考えております。

次に、市としての撲滅運動の取り組みの現況に係るご質問にお答えいたします。市としての飲酒運転撲滅運動につきましては、春夏秋冬の季節の節目節目に、国あるいは県と歩調を合わせた交通安全運動として、むつ警察署等関係機関との連携のもとに街頭活動をするほか、市政だより、広報車等によりPR活動を展開しているところであります。目下冬の交通安全運動を12月11日から10日間の予定で実施中でありますが、この時期は忘年会シーズンで飲酒する機会が特に多くなり、飲酒運転による事故が懸念されるところであります。

この運動を効果的に推進するために、市では 11月下旬、中央町交差点において、むつ警察署、 むつ地区交通安全協会、交通安全母の会及び交通 指導隊等と連携をとりながら、波状的な街頭作戦 を展開し、ドライバーに対して運動の重点目標で あります飲酒運転の根絶を大々的に呼びかけたと ころであります。

いずれにいたしましても、交通事故の防止、とりわけ飲酒運転の撲滅につきましては妙薬はなく、地域一丸となって粘り強く取り組むことしか道はないと考えるところであり、今後も引き続き関係機関と連携を強固にし、交通安全思想の普及啓蒙を図り、交通ルールなど、遵守の風土づくりに努めてまいる所存でありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、地方行政・公務員の信頼回復に関する通知についてであります。相次ぐ地方自治体における不祥事件を受けて、本年11月7日付で総務事務次官より地方行政及び地方公務員に対する信頼の回復について通知がありました。職員の服務規律

の確保につきましては、機会あるごとに注意を喚起しておるところでありますが、11月14日付でこの事務次官通知を付して職員各位に通知し、改めて公務員としての立場と責務の重大さを再認識して信頼を失うことのないよう強く求めたところを助けます。職員が萎縮することがないようにという議員のご意見もございましたが、昨今公務員に向けられる住民の目には厳しいものがあります。今後年末年始に当たり飲酒の機会がふえることに当たり飲酒の凍結等に起因するで、また冬期間は積雪、路面の凍結等に起因するで、また冬期間は積雪、路面の凍結等に起因するで、ご理解を期りたいと存じます。で、ご理解を関りたいと存じます。でするでありますが、11月14日付でこれます。

次に、公益通報者保護のための職員窓口の設置についてでありますが、公益通報をしたことを理由とする通報者に対する不利益な取り扱いを禁じた公益通報者保護法が施行され、各自治体において、内部の職員からの通報に適切に対応できるよう通報相談窓口、通報処理手続等の整備に取り組むよう求められているところであります。当市では、総務部総務課を通報相談窓口とし、内部通報者に対し、適切に対応するための要綱を今年度中に制定し、平成19年度から施行する方向で検討しております。ご理解を願います。

次に、質問の4点目、下北少年自然の家の存続 についてでありますが、さきの行政報告で述べま したとおりでありますので、ご理解を賜りたいと 思います。

なお、去る12月6日に市教育委員会に対しまして県の対応を、また11日は市としての考え方と県に今議会終了後に正式な返事をする旨を説明してまいりましたことをご報告いたします。ご質問の下北地域広域行政事務組合で受けることを考慮してはどうかとのことでありますが、その場合は構成市町村の負担のあり方など検討しなければならないという課題を抱えることになりますので、今

すぐ返事を県に戻せる議論にはならないと思います。当面は、行政報告でも申し述べましたが、県からはむつ市が引き受けるのであれば施設を無償譲渡するとのことでありますことから、市で引き継ぐという基本方針でまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(宮下順一郎) 農業委員会会長。

(立花順一農業委員会会長登壇)

○農業委員会会長(立花順一) 柴田議員のご質問の6点目、農家基本台帳と地図システムの電子化整備促進についてお答えを申し上げます。

議員ご指摘のように、農地基本台帳及び地図情 報システムの電子化については、農業委員会とし て早急に取り組まなければならない問題であると 認識をいたしております。農地基本台帳につきま しては、国の政策として平成19年産から導入され る品目横断的経営安定対策の実施に当たって、農 地基本台帳上の面積が経営面積として用いられる ことから、従来にも増して、農地基本台帳の保管 整備が重要となってまいります。また、合併後農 業委員会を一本化し、事務局を本庁に設置してお りますが、農地基本台帳の取り扱いについては、 台帳を本庁に集約すべきところ、本庁事務室が狭 隘なことと、窓口事務には台帳が必須であること から、まだ各庁舎の対応となっており、このこと は他庁舎の台帳の内容確認、証明事務等に支障を 来し、ひいては住民にもご迷惑をおかけする結果 になっております。このようなことから、早急に 農地基本台帳を統合し、整備する必要があります が、農地基本台帳システムを導入することで、各 庁舎のデータ統合が容易になり、電子化すること により甚大な台帳管理スペースが不要となりま す。また、システムの機能を最大限活用すること により、データの瞬時検索はもちろんのこと、総 会議案書の作成やこれらに伴う補正処理、農業委 員選挙人名簿登載申請書の作成、各種証明書の発 行などが迅速に処理することができるようになり ます。

さらに、ネットワークの対応により、庁舎間でのデータの共有が可能となり、各庁舎の窓口事務が有効に機能することになります。

次に、地図情報システムについてでありますが、 農地基本台帳システムと連動するシステムとして、同時期に導入するのがより効果的であるとされておりますが、現在市において全庁的な統合型 GISシステム導入の検討がなされていることから、農業委員会としても検討グループに参画し、 今後導入後の活用について検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上のことから、農地基本台帳及び地図情報システムの電子化は内部事務の効率化による業務改革の推進はもとより、住民サービスの向上にも効果が期待できるものであります。

導入にかかる費用の確保につきましては、財政 逼迫の折、相当の困難が伴うものと思われますが、 補助事業の活用等も見据えながら、積極的に財政 当局と協議してまいる所存でございますので、ご 理解を賜りたいと存じます。

○議長(宮下順一郎) 教育長。 (牧野正藏教育長登壇)

○教育長(牧野正藏) 柴田議員のご質問にお答え いたします。

ご質問の要旨は、ふえ過ぎたニホンザルを国有 林野へ追いやり、封じ込めることで農業被害を防 ぐべきではないかという点と、保護区域の縮小方 向への見直しの中で、農用地をニホンザル保護区 域から除外すべきではないか、との2点と伺いま した。

まず、ニホンザルの現状についてでありますが、 議員十分ご承知のとおり、下北半島に生息しているニホンザルは、人間以外で最も北に生息する霊 長類ということで、学術的価値の高さから、昭和 45年に文部省により天然記念物の指定を受けてい るところであります。この指定に当たりましては、 生息北限地としての地域指定と、種の指定という 二重の指定がかけられているところであります。 種の指定が下北郡全体、地域指定には脇野沢地区 と佐井村の一部地域が指定されていることで、ほ かのニホンザル天然記念物指定地域にはない広大 な地域が保護区域となっているところでありま す。この手厚い保護対策が北限のニホンザル絶滅 の危機を救ったわけではありますが、天然記念物 指定後36年の間に下北半島における生息頭数は増 加率で推定した場合、既に1,800頭を超える状態 までふえていると見込まれ、農作物に大きな被害 を与え、さらには人家侵入、人への威嚇を行うな ど、人との共生が困難な状況に至っているところ であります。特に最近は、川内、大畑地域への出 没が急増しているうえ、むつ地区市街地への出没 報告も多くなり、猿による被害拡大が現実のもの となっているところであります。

市町村合併後、ただちにこの状態を懸念された 市長から、ニホンザルとカモシカ被害に対応する 対策プロジェクトチームの編成を指示されたとこ ろであります。この対策チームでの調査検討の結 果が北限のニホンザルの保護区域を脇野沢地区と 佐井村の一部地域に限定することで、地域社会と 猿の共生を確立したいとの結論に達したところで あります。

ほかの天然記念物指定地域の例では、千葉県富津市、大分県高崎山などで実施されておりますコアエリアを設定する方法を検討してまいりたいと考えております。これは、コアエリアから出た猿は天然記念物でなくなり、捕獲を行いやすくするという選択であります。議員が述べられますように、電気さくや追い上げの強化も限界ではないかと判断しているところでありますが、ご提言のありましたニホンザルを国有林に封じ込める手法に

つきましては、追い込みエリアへのさく設置等の対策経費は膨大になること、環境問題、林野庁への政策など、大きな課題を抱えますことから、いわゆる保護区域の線引きを縮小させていくという手法で、柴田議員の理論に沿った対応をとりたいと考えております。

また、縮小に当たっては、脇野沢地区の農用地をニホンザル保護区域から除外するような線引きを選択していただきたいという意向に対しましても、当然そのような方向で進んでいきたいと考えているところであります。

なお、去る10月25日に文化庁及び環境省に対し、 猿対策で苦悩する地域の切実な生の声を届け、抜 本的対策について積極的に関与していただくこと をお願いしたところであり、国ではこれに対し、 保護区域の縮小は第一義的に自治体、住民、学識 経験者の一体的共通理解があれば十分可能である との見解をいただいているところでありますの で、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、ご質問の教職員の飲酒運転等の状況についてお答えいたします。現在むつ市内小・中学校32校に勤務する教職員数は全部で612名であります。合併前の旧4市町村時代を含め、教職員の飲酒運転による交通事故、交通違反は、約20年前に1件発生しておりますが、それ以降現在まで発生していないところであります。飲酒運転やスピード違反等の交通違反の根絶を初め服務規律の厳事はでいたでありましては、常日ごろからすべての教職員に対し、校長会議はもとより、あらゆる機会を通しまして、従来にも増して強く指導しているところでありますが、今後とも引き続き安全運転に細心の注意を払うよう指導の徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

- ○議長(宮下順一郎) 18番。
- ○18番(柴田峯生) まず、農家基本台帳、これに

つきましてはやはり市長の英断が必要です。ぜひ 平成19年度の予算に盛っていただくということで いかがでしょうか、市長。まず最初にお伺いした いと思います。

- ○議長(宮下順一郎) 市長。
- ○市長(杉山 肅) 農業委員会とよく相談します。
- ○議長(宮下順一郎) 18番。
- ○18番(柴田峯生) それから、農業問題は非常に よくご説明いただきましたので、わかりました。 そこで、赤字解消の原子力関連施設の問題でござ います。財政再建上の諸課題についてお伺いした のですが、恐らく市長は答弁漏れなさったのでは ないかと思っているのがあるわけです。実は、旧 むつ市で平成16年度に交付金の一部を活用して電 気料金の免除をなされました。合併と同時にお取 りやめになっている。しかし、今ご案内のように 中間貯蔵施設も、多少大間原子力発電所あるいは 東通原子力発電所が延びたとしても、現実にはや はり電源三法交付金が入ってきます。制度の改善 の中にも、それらは盛られているわけです。した がって、私は今回の庁舎の15億円の寄附金を住民 にわかっていただくためにも、やっぱり電源三法 交付金から赤字の中であっても、市長どうです、 英断で金額は法律上でなくても、幾らかでもやは り住民に還元するという姿勢が私は大きなクリス マスプレゼントになるのではないかと思っていま すが、市長、いかがでしょう。
- ○議長(宮下順一郎) 市長。
- ○市長(杉山 肅) 基本的には、電気料金の契約 している家庭、事業所に還元するという方向で、 これは平成14年に方向性を示したのです。しかし、 財政の悪化する状況が加速されまして、議会にご 相談をして議決をいただいて、還元は1年間だけ ということに議会の議決をしていただきました。 そういう状況がありますので、今日のところ、ま だまだ合併によって生じてくる赤字が増大する傾

向に歯どめがかからない、この中で電気料金契約者に還元するという方向性は、かなり努力しても極めて難しい。そういう状況にありまして、財政の健全化をまず図り、できるだけ早い時期に健全化を達成し、そういう状況をつくり出してから需要家に還元するという方向性を見出すことができればと思っております。

- ○議長(宮下順一郎) 18番。
- ○18番(柴田峯生) ご案内のように、むつ市の過去、市ができてからの決算の状況を見ますと、大体8年間赤字が続くと、次からいい方向へ進むという流れがデータとして出ております。これは、市長の在任中、そういうことの繰り返しになっているわけですが、やはり難しいのではなくて、市長、取り組んでみる必要はありませんか。いかがでしょう。
- ○議長(宮下順一郎) 市長。
- ○市長(杉山 肅) 今行政需要がふえることはあ っても減ることはない。私が就任してからむつ市 が赤字になっている理由の大きなものは、昭和 30年代、むつ市として誕生してから、新制中学校 と当時は言われていた学校の校舎を次々に建て た、あるいは現在老朽化しておりますが、市役所 を建てた。この公共性の高い建物を建てることに よって生じた赤字、ところがそれが主たる原因で あるかというと、実は昭和34年、合併した時点で 黒字になるはずであった新市の予算、財政が合併 と一緒に裏の方に隠れていた赤字がごそっと入っ てきた。田名部、大湊、両町の赤字が出てきてい る。会計処理というのは、非常に極めて巧妙なマ ジックが使えるようにできているものですから、 今度の我々の合併も、そのような要素なしとしな いところがあります。このことをひとつ、私はこ れ言いたくない要素でありますけれども、そうい うものが潜んでいるという合併というものの仕掛 け、これをご理解いただいて、財政の健全化をま

ずとにかく優先させなければならないという考え 方にご理解をお示しいただきたいと思います。

- ○議長(宮下順一郎) 18番。
- ○18番(柴田峯生) 合併特例債を使わせていただ くという先ほどの答弁なのですけれども、合併特 例債を合併によって市庁舎の建設に使うというこ とは、この合併特例債をつくった要綱の一番先に 項目として書かれておりますから、そのことは私 は否定しないと思うわけです。しかしながら、や っぱりまちづくり計画で財政プランとして5年後 まで使わないというのに、もう使っているわけで す。そういったことを考えれば、この財政改革プ ランを変えていく、そして合併特例債も使わせて いただくと。その中でやはりこの住民に等しく還 元する電気料金の割り引きというものも、やはり 私は考えていかなければいけないと思うのです。 市長は、なかなか「うん」と言えませんけれども、 やっぱりここはひとつ検討するというお話できま せんか。市長、最後、答弁。
- ○議長(宮下順一郎) 市長。
- ○市長(杉山 肅) 議会にお示ししております財 政の見通し等に財政の状況がかなり当たり外れが ある今の天気予報みたいなものでありますけれど も、しかし当分の間赤字から抜け出すための努力 を続けなければならないということになっており ます。私は、需要家に対して還元しないとは言い ません。財政健全化の状況を見ながら、それを早 期に検討するという考えは持っております。これ は、平成16年度1回だけでやめることには、私は 非常に悩みました。当時のむつ市民、むつ市で事 業を営んでいる方々に約束したことを覆すわけで すから。多くの方のおしかりも受けました。です から、その痛みを裏返しにしますと、十分検討さ せていただきますということは申し上げることは できますけれども、いつ実現するかということに ついては、言葉を及ぼすことはできません。

- ○議長(宮下順一郎) 18番。
- ○18番(柴田峯生) 検討していただくということで、いつということは3月の定例会でまたお願いすることになりますので、ひとつそれまで十分検討していただいて、お願いして終わります。
- ○議長(宮下順一郎) これで、柴田峯生議員の質問を終わります。

散会の宣告

○議長(宮下順一郎) 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月20日及び21日は議事 整理のため休会したいと思います。これにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、明12月20日及び21日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

12月22日は付託議案審議、議員提出議案上程、 提案理由説明及び審議、むつ市選挙管理委員及び 補充員の選挙、農業委員会委員の推薦を行います。 本日はこれで散会いたします。

午後 2時50分 散会

-	1	9	4	-
---	---	---	---	---